

総務常任委員会会議録			
日 時	平成２４年　９月１９日（水）	開　　　議	午後　１時００分
		散　　　会	午後　５時３４分
場　所	第２委員会室		
議　題	付　託　案　件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・上野・ 林下各委員		
説　明　員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書　　　記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に鈴木委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 07 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

○委員長

「コンプライアンスハンドブックについて」

○（総務）コンプライアンス推進室長

昨年10月に策定いたしました小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策において作成することとしておりましたコンプライアンスハンドブックを作成いたしましたので、報告いたします。

このハンドブックは臨時職員や嘱託員を含めた全職員に配付したほか、指定管理者や通年の委託者にも原則として1部ずつ配付しております。また、市民へお知らせする観点から、市のホームページにもその内容を掲載するとともに、三つのサービスセンターや市政資料コーナーにもハンドブックを配置しております。このハンドブックは、小樽市職員倫理条例について、具体例を用いてわかりやすく解説しておりますので、職場ミーティングや職場研修で活用するなど、職員への浸透を図ってまいりたいと考えております。

それでは、ハンドブックの構成について説明いたします。お手元のハンドブックをお開きください。

1 ページから14ページまでは、本年4月から施行しております小樽市職員倫理条例の逐条解説となっております。

それから、15ページには、不当要求行為等への組織的対応のフロー図を、16ページには、公益通報制度のフロー図を載せております。

17ページから31ページまでは、小樽市職員倫理条例に関連する事例を中心としたQ&Aを掲載しております。

32ページには、公益通報制度や公益目的通報制度の通報窓口となる外部委員会であるコンプライアンス委員会の委員名簿を掲載しております。

以降は資料となりますが、33ページから37ページまでに小樽市職員倫理条例を、38ページから47ページまでには小樽市職員倫理条例施行規則を、48ページから最終ページまでには、昨年10月に策定いたしました小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策を掲載しております。

○委員長

「『泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）』について」

○（総務）小濱主幹

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）について報告いたします。

昨年の福島第一原発事故以降、小樽市を含めた後志管内の自治体が泊発電所の安全対策等に係る情報提供や意見を述べる仕組みづくりについて求めてまいりましたが、本年7月に泊村、共和町、岩内町及び神恵内村を除く後志管内の16市町村と北海道及び北海道電力において、泊発電所周辺の安全確認等を行うことを目的とする内容の協定

書案が北海道から示されました。配付いたしました資料はいずれも北海道の説明資料であり、協定の概要と、現在、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村と北海道、北海道電力が締結している協定との対比表となっております。協定書案の主な項目としては、意見交換を行う連絡会の設置や環境放射線の測定、平常時や異常時の北電からの通報連絡などが規定されております。

なお、協定については、小樽市を含む16市町村が一体となって締結しようとするものであり、市議会や他の町村の意見も聞きながら、個別の条項など十分にその内容を精査し、本市としての考え方を整理してまいりたいと考えております。

○委員長

「北海道薬科大学の主要機能を移転する計画について」

○（総務）企画政策室上石主幹

6月22日に、北海道尚志学園に対して、北海道薬科大学の主要機能を移転する計画について再検討いただくよう、市議会並びに小樽商工会議所とともに文書にて要望いたしました。7月19日に北海道尚志学園から西理事長、杉田常務理事、渡辺学長の3名が来庁し、要望に対する回答がありましたので、報告いたします。

尚志学園からは、在学生数が開学時の2倍を超える1,320名であり、薬学教育カリキュラム改訂に沿った新たな実験・実習棟の増設の必要性、耐震補強並びに老朽化した校舎の建替えなど、さまざまな課題が浮き彫りになり、現状のキャンパスでは対応できない状況であり、移転が最善策という結論に達したとの説明がありました。

また、移転後の桂岡キャンパスについては、北海道尚志学園の教育・研究・スポーツを含めた総合研修施設棟として、幅広い利用を予定しているとの説明があったところでありますが、尚志学園に対して、学園の熱意と小樽の官民挙げての取組が薬科大学の開学に至ったという経緯を踏まえ、今後計画を具体化していく中で、できるだけ多くの機能を存続していただくことなどをお願いしたところであります。

○委員長

「学校跡利用における地域への説明について」

○（総務）企画政策室上石主幹

若竹小学校の跡利用の検討状況について報告いたします。

学校の跡利用につきましては、庁内の「学校再編に伴う跡利用検討委員会」において、全市的な観点で跡利用の利活用策などについて議論を行い、市の大枠の考えをまとめた上で地域の方々にその考え方を示し、意見や要望等を聞きながら、跡利用を検討することとしております。

若竹小学校の跡利用につきましては、検討委員会の議論を通じて、耐震化及び改修にかかる経費が大きいこと、燃料・光熱水費等の維持管理費、人的配置の負担を考えますと、利用は難しいが、市内に分散している博物館の収蔵物を1か所に集めて保存するための施設としての活用について検討していくという、現時点での市の大枠の考え方をまとめたところであります。

それを踏まえまして、8月24日に若竹町会の役員に、この市の考え方のほか、校舎・屋内運動場の建築年や耐震化の状況、学校開放や避難所などとしての利用状況、施設の維持管理費等、周辺地域の公共施設などについての情報を示したところであります。

今後も、若竹小学校の跡利用につきましては、地域との懇談会を通じて御意見・御要望を伺いながら、活用策について取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

○委員長

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室山本主幹

平成25年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について、石狩湾新港管理組合より、7月27日付けで事前協

議がありましたので、説明いたします。

資料は 1 と 2 になりますが、資料 1 は 24 年度の国からの当初内示額と 25 年度要求額を事業別に示した比較表で、資料 2 は位置図となっており、番号が符合しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業です。

位置図の右上の①（直）北防波堤でありますが、港内の静穏度を確保するため、既設防波堤を延長するものであり、25 年度は 24 年度同様、ケーソン据付けのための基礎工として地盤改良を予定しております。

次に、位置図中央下の中央水路地区の②（直）泊地（－10m）でありますが、24 年度完成予定である耐震岸壁の前面泊地を、既存のマイナス 7.5 メートルからマイナス 10 メートルへ掘り下げるためにしゅんせつを行うもので、25 年度での完成を予定しております。

以上、国直轄事業として事業費が 18 億円、うち管理者負担分は 2 億 7,000 万円となっております。

次に、交付金事業ですが、位置図の中央右側の③（交）泊地（－10m）は、所定の水深を確保するため、継続してしゅんせつを行うものであります。

次に、同じく位置図の中央右側の④（交）東・花畔ふ頭線（海岸線）（改良）は、24 年度から貨物輸送の効率性・安全性の向上を図るため、道路の拡幅工事を行うこととなっておりますが、25 年度は橋梁の老朽化対策のため、橋梁改良工事を行うものです。

次に、同じく位置図の中央右側の⑤（交）東ふ頭線（改良）は、貨物輸送の効率性・安全性の向上を図るため、道路改良を 25 年度から施工するものであります。

次に、補助事業ですが、位置図の中央左側の⑥（補）廃棄物埋立護岸は、暫定断面の整備をしておりました護岸をかさ上げし、完成断面に整備するため、継続して施工するものであります。

以上、管理組合が施工する交付金・補助事業につきましては、事業費が 4 億 6,100 万円、うち管理者負担分 2 億 7,866 万円となっております。直轄事業及び交付金・補助事業を合わせた全体の事業費の合計は 22 億 6,100 万円、うち管理者負担分は 5 億 4,866 万円となっております。

なお、本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会をしてみました。それぞれ意見がない旨の回答がありました。市といたしましては、これらも踏まえて検討した結果、本件につきましては同意いたしたいと考えております。

次に、平成 24 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 8 月 10 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案はなく、報告事項につきましては、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について専決処分報告があり、承認されるとともに、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類 3 件の報告がございました。

○委員長

「北海道新幹線新函館（仮称）・札幌間の認可等について」

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

北海道新幹線新函館（仮称）・札幌間の認可等について報告申し上げます。

まず、北海道新幹線新函館（仮称）・札幌間の認可についてですが、小樽市では国からの並行在来線経営分離の意向確認につきまして、北海道を経由して 5 月に同意の文書を提出いたしました。その後、国は全国新幹線鉄道整備法に定める手続に入り、建設主体である鉄道・運輸機構が提出した工事実施計画を 6 月 29 日に認可しております。

また、8 月 25 日には、長万部町において北海道知事や北海道新幹線の沿線自治体の首長らが出席し、北海道新幹線新函館－札幌間の建設工事起工式が開催され、中松市長もこれに出席いたしました。

9 月 7 日には、北海道新幹線新函館－札幌間の開業に伴い、J R 北海道から経営分離される J R 函館本線函館－

小樽間沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を目的といたしまして、北海道新幹線並行在来線対策協議会が設置されたところであります。

構成員は、北海道をはじめ、並行在来線沿線の15市町の代表者となっております。

北海道によりますと、今後は旅客流動調査、先行他県等の取組状況、事業形態ごとの将来需要予測、国等の並行在来線支援などを調査・研究し、開業の5年前程度には、事業形態や負担割合などの方向性を決定していきたいと考えているとのことであります。

○委員長

「行政情報システム整備事業の進捗状況について」

○（総務）中崎主幹

行政情報システム整備事業の進捗状況について報告します。

現在、ホストコンピュータで処理を行っている基幹業務システムについては、平成25年10月末で機器の保守期限が切れることから、これにあわせて特定の事業者には縛られない、いわゆるオープンシステムによる再構築作業を昨年度から順次行っておりまして、その進捗状況について説明いたします。

資料「行政情報システム整備事業の進捗状況について」をごらんください。

整備事業は1次調達から3次調達まで、大きく3回に分けて調達してまいりました。まず、1次調達は、昨年第2回定例会で議決いただいた5億1,221万円の予算額に対し、企画競争による選定の結果、日本電気株式会社北海道支社と2億974万3,000円で契約締結いたしました。対象業務と稼働時期については表1のとおりであります。

なお、要件定義という事業者と業務担当課との打合せの結果、市民サービス及び業務効率の維持・向上の観点から、カスタマイズという有償でのシステムの一部修正作業が必要となったため、変更契約を締結し、契約金額は最終的に2億1,907万6,000円となりました。

次に、2次調達は、昨年第4回定例会で議決いただいた5億9,960万円の予算額に対し、業務を4区分し、調達しました。国保ほかは、企画競争の結果、日本電気株式会社北海道支社と2億5,725万円で契約締結しました。対象業務と稼働予定時期は表2のとおりであります。

福祉系は、企画競争の結果、日本電気株式会社北海道支社と1億8,688万8,000円で契約締結しました。対象業務は資料記載のとおり、介護保険から学校給食管理まで、稼働予定時期は25年4月から29年3月までであります。

財務会計・人事給与は、企画競争の結果、富士通株式会社北海道支社と1億1,801万5,000円で契約締結しました。対象業務と稼働予定時期は、表3のとおりであります。

公営住宅は、一般競争入札の結果、日本電気株式会社北海道支社と1,519万6,000円で契約締結しました。稼働予定時期は、24年10月から29年3月までであります。

これら2次調達の契約金額の合計は、5億7,734万9,000円となりました。

次に、3次調達は、本年第1回定例会で議決いただいた540万円の予算額に対し、一般競争入札の結果、株式会社エー・エル・ピーと494万1,000円で契約締結しました。

対象業務は、し尿収集管理とごみ処理手数料徴収で、稼働予定時期は25年4月から29年3月までであります。

2次調達及び3次調達につきましてはまだ要件定義が終了していないため、1次調達同様、有償でのカスタマイズが生じる可能性があり、その場合は総額が変更となります。

また、これら行政情報システムの再構築に伴い、新しい形態に合わせて情報セキュリティを確保する必要があるため、その方針や体制、対策等を定めた小樽市情報セキュリティポリシーについて、現在見直し作業を進めておりますので、まとも次第示させていただきたいと考えております。

○委員長

「小樽聾学校の存続に係る陳情について」

○（教育）学校教育課長

北海道小樽聾学校の存続に係る陳情方について報告いたします。

9 月 4 日、北海道教育委員会から特別支援学校の再編案が示され、平成25年度をもって小樽聾学校が札幌聾学校と再編統合されることが公表されました。

9 月13日、中松市長、横田議長並びに上林教育長の 3 名が北海道教育委員会、北海道議会に対して陳情要請を行ってまいりました。

陳情の趣旨であります、長い間、小樽聾学校は小樽市内の聴覚障害教育を担うとともに、本市の特別支援教育の中心的な役割を担っていることから、小樽市の特別支援教育には欠かせない存在になっていること、一方、27年 4 月に銭函地区にある北海道薬科大学が札幌へ移転することに加え、小樽聾学校が廃止されることは、さらなる人口流出につながり、小樽市の経済への影響も懸念されること、以上のことから存続の要請をしてまいりました。

また、聴覚障害を持つ児童・生徒の減少により、聾学校としての役割が希薄になったとしても、発達障害を含めた小樽市内への特別支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあることなどから、小樽市内の特別支援教育の体制整備に役立つ施設活用など、小樽市の活性化につながる方策についても配慮願いたい旨を要請してまいりました。

○委員長

「消防の広域化について」

○（消防）総務課長

消防の広域化について報告いたします。

消防の広域化につきましては、平成18年 6 月14日に公布・施行された「消防組織法の一部を改正する法律」及び同年 7 月12日に告示された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により、自主的な市町村の消防の広域化の推進が示されました。

また、これを受けて北海道では、20年 3 月に、道内68消防本部を21消防本部とする内容の「北海道消防広域化推進計画」を策定し、広域化の対象となる市町村については、24年度までをめどに広域化実現に努めることとされたところであります。

北海道消防広域化推進計画の概要につきましては、平成19年第 4 回定例会総務常任委員会におきまして報告させていただいたところでありますが、本市における消防の広域化につきましては、推進計画において後志圏による組合せとされていることから、本市のほか、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合の 4 消防本部による消防事務担当者会議を20年 9 月30日に設置し、これまで計 8 回の会議を開催、協議を重ねてまいりました。

本市といたしましては、これまでの協議を踏まえながらも、市民サービスの向上と市民の安全・安心の確保並びに消防力の低下を招かないことが広域化の原則との考えの下、検討を重ねてまいりましたが、現段階において後志圏の広域化を想定した場合、広域化の方式や広域化後の消防運営に必要な予算の拠出方法などについて、各消防本部間における考え方に相違があり、さらには国が示す広域化によるスケールメリットとされている財政規模拡大による消防体制の強化や人員配置の効率化と充実などについても見込まれないことから、広域化の期限であります24年度までの広域化については見送ることといたしました。

また、本市以外の各組合消防本部におきましても、本市と同様の内容をもって各消防組合管理者、構成町村長及び各組合議会に対して報告し、御了解をいただいております、後志圏全体としても、24年度までの広域化につきましては見送ることで合意したところであります。

なお、現在、総務省消防庁消防審議会において、消防組織法に定める市町村の消防の広域化に係る中間答申（素案）が作成されているところであり、この中では広域化の期限の延長を視野に入れた協議が行われておりますことから、今後は国及び北海道の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第25号及び第26号について」

○（教育）総務管理課長

議案第25号及び第26号につきまして説明いたします。

議案第25号につきましては、長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事におきまして、教室等の内装改修箇所及び外壁補修箇所の追加、出入口建具の取替え等が必要となったことに伴い、請負金額を4億1,160万円から4億2,626万8,500円とする請負変更契約を、契約の相手方である西條・小杉共同企業体と締結するものであります。

また、議案第26号につきましては、桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事におきまして、廊下床下地モルタル補修の追加及び家庭科調理室への配管敷設等が必要になったことに伴い、請負金額を2億6,483万1,000円から2億6,718万3,000円とする請負変更契約を、契約の相手方である福島・小杉共同企業体と締結するものであります。

○委員長

「議案第28号について」

○小貫委員

議案第28号小樽市非核港湾条例案について提案趣旨説明を行います。

原爆が投下されてから67年、広島では8月4日から6日、原水爆禁止世界大会が開かれ、国連軍縮担当上級代表であるアンジェラ・ケイン氏も参加し、世界の多くの人々が核廃絶を支持していることを強調しました。そして、その最大の障害は核抑止論です。唯一の被爆国である日本が核抑止と核の傘に固執しており、世界の世論から孤立しています。

小樽市の核兵器廃絶平和都市宣言には「核兵器廃絶の世論を喚起するため」とあるように、核廃絶の世論を喚起する上でも、小樽市が非核証明のない外国船は入れないとする非核港湾条例を制定すれば大きな力となります。

核密約が存在する限り、核兵器の持込みを許さない唯一の手段が本条例の制定です。平和な小樽港実現へ委員各位の御賛同をいただきますよう訴えて提案といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）について

最初に、報告にありました泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）について伺います。

私たち日本共産党は、この16市町との安全確認協定（案）の最大の問題点は、福島第一原発事故を受けて原発事故が起きるという知見に立ったものではないということだと思っています。

そこで、このたび結ぼうとしている安全確認協定（案）、また現行の「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」は、原発事故が発生した場合には適用されないということではよろしいでしょうか。

○総務部参事

今の委員のお尋ねなのですが、いずれにしてもこの安全確認協定（案）は、平常時から地域住民の安全確保、それから環境保全を目的としているものでございまして、これらを平常時から地域住民に被害が及ばないように万全の措置を講ずるためのものであると認識してございます。

○小貫委員

今の御答弁で少し違うと思うのは、安全協定では確かに環境の保全ということが盛り込まれていますけれども、安全確認協定（案）には環境の保全というのは盛り込まれていないわけであって、そこは少し違うのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○総務部参事

全く同じところで、二つの大きな意味ということで、今回の安全確認協定（案）では、特に地域住民の安全・安心の確保が一番大きな前提になっております。先ほど環境の保全と言いましたけれども、今の安全協定にある程度準じまして、今の時点で我々がいろいろな説明を受けている中では、モニタリングなども含めて、それに準じて、例えば川や水、それから土、土壌といったもののモニタリングも道で考えているということでありましたので、そういう事項を大事にしております。

○小貫委員

要は日常的なときの場合だということですが、そしてこの安全協定にしても今回の安全確認協定（案）にしても、北電は原発を再稼働する場合、地元市町村の同意について、両協定とは別物だということで理解してよろしいでしょうか。

○総務部参事

今、道から聞いている範囲の中では、現行の 4 町村との安全協定におきましても協議事項ではございませんので、私どもは今の時点では協定外であると認識しております。

○小貫委員

それで、16 市町村との協定になるのですけれども、ほかの 15 町村がこの安全確認協定（案）に対してどのような状況なのかつかんでいましたら、説明していただきたいと思います。

○総務部参事

私どもも今の時点では、報道では二、三の町村の動きは聞いているのですけれども、正式には聞いておりません。ただ、いろいろな形の中で、市長の答弁でも申し上げましたように、これから小樽市以外の各町村の意見も聞きたいと思っていますので、今後議会の合間を縫って町村とその辺の意見交換をしたいと思っています。

○小貫委員

それで、それぞれの条文に対する詳しい中身については、新谷議員が代表質問でも予算特別委員会でも触れていますので、一つ一つについてはやりませんが、第 13 条の立入調査ですが、これは安全協定には入っていて、安全確認協定（案）には入っていないのですけれども、実際この間、泊原発で本当に小さな事故が幾つかありましたが、そのとき、この立入調査の権限はどのように活用されていたのか、実績があればお聞かせいただけます。

○総務部参事

これは安全協定第 13 条によりますと、北海道が必要があると認めるときは、関係の町村も含めて立入調査できるということで、今のお尋ねですけれども、それぞれの調査の細かい内容についてはつかんでおりませんが、実績といたしましては、平成 20 年度以降ですけれども、20 年度 13 回、21 年度 8 回、22 年度 6 回、23 年度 6 回ということについては、道から話を伺っております。

○小貫委員

要はそれだけ事故が起きていたということだと思うのですけれども、そういうことになると、今の話をいろいろ聞いていると一番問題なのは、これから泊原発を再稼働するときに協定を結んでいようがいまいが、地元の意見は聞かれませんというお墨つきを与えているのがこの協定になってしまうのではないかと不安があるわけです。要は協定で再稼働については一切触れていません。これに同意したから、地元の意見は聞かなくてもいいのですということになってしまったら、これを逆に盾にとられて再稼働を進められてしまうと、そういう心配が私にはあるの

ですけれども、その辺についてはどういう見解でしょうか。

○総務部参事

今の再稼働の部分なのですが、確かに今、協定に協議することは入ってございません。それと、法的にもこれは位置づけられていないということもあります。ただ、私どもが聞いている話の中では、道から昨日も話を伺ってきたのですが、その中ではやはり大飯原発の拙速な再稼働については、国でもいろいろな場面で相当批判もあって、今後そういうものも変えていきたいという考えを持っております。それで、原子力規制委員会が本日をもって設置されますけれども、その中で同意の範囲も含めてどのような形でやるのか、そのあたりの手続も一応含めて考えていきたいということを伺っておりますので、私どもは国の動向などを注視していきたいと考えています。

○小貫委員

今、おっしゃったように、確かに原子力規制委員会が発足しまして、これからどういうふうになっていくかというところだと思うのですが、ですからぜひあまり急がないでいただきたいというのが一つあるのです。急いでこういう協定を結んでしまって、その後、国の法律がこうなっているということになった場合に、また15町村と意見をすり合わせて変更していくことは難しくなると思います。ですから、住民の意向もしっかりと踏まえてやっていただきたい。

最後に、この問題について一言だけ触れておきますけれども、最大の問題は、原発が稼働しなければこういった問題に苦慮する必要はないということだけは申し上げておきたいと思います。

◎石狩湾新港北防波堤の延長工事について

続いて、報告の件なのですが、石狩湾新港北防波堤の延長工事についてなのですが、たしか昨年も質問していたと思うのですが、最初に、この北防波堤の延長にかかわる小樽市の負担は来年度幾らになって、この事業全体では幾らになるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの北防波堤の事業費の管理者負担でございますけれども、平成25年度要求（案）では事業費が9億円となっております。このうち管理者負担金が1億3,500万円となっております、そのうち6分の1が小樽市相当額ということになりますと、2,250万円になるということでございます。

また、全体事業費につきましては、今、大体106億円程度と言われておりますが、こちらにつきましては管理者負担分としまして約16億円、このうちの6分の1を小樽市分としまして、約2億7,000万円となっております。

○小貫委員

今の事業計画の予定では106億円が総額だという話なのですが、今の答弁のニュアンスを聞いていますと、これはこれからさらに増える可能性もあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

管理組合の現時点での試算ということですので、増える若しくは減る、その辺についてはまだ試算していないということでございます。

○小貫委員

いずれにしても、今の時点で、この事業だけで2億7,000万円の小樽市の負担が発生しています。問題は、そこまでしてやらなければいけない事業なのかということだと思います。14メートルバースの静穏度の確保のためだと思うのですが、この14メートルバースの利用状況について、平成24年度の利用状況をお聞かせいただきたいです。

○（総務）企画政策室山本主幹

平成24年度の西地区の使用状況ということでございますけれども、暦年で統計をとっておりまして、24年6月ま

でチップ船10隻の使用となっております。

○小貫委員

この10隻はまた王子特殊紙でよろしいのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

チップ船ということですので、王子特殊紙だと思います。

○小貫委員

要は1社のために2億7,000万円、小樽市がお金を出してあげているという状況だと思うのですが、これも昨年聞いたのですが、王子特殊紙から、波が高くて作業ができませんということが、昨年の時点ではありませんという答弁でした。今年はあったのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

管理組合からそういう要望や、そういう話が来たということは聞いておりません。

○小貫委員

波が低ければ低いほど、港湾機能としてはいいことは確かなのですが、今の状態で実際に苦情もなければ、1社しか使用していないところに巨額のお金を小樽市が負担することは、財政難と、何かといえ私が提案しても断られているものですから、納得できないということだけは申し述べておきたいと思います。

◎北海道新幹線の整備事業について

次に、北海道新幹線の整備事業について伺います。

9月8日付けの北海道新聞で、先ほど新幹線・高速道路推進室主幹から報告があった、北海道新幹線並行在来線対策協議会についての報道がありました。ここでは、小樽市が希望する交通手段は未定ということなのですがけれども、同じ未定でも倶知安町の場合は、「経営分離については住民から理解を得たが、鉄路廃止の同意ではない」となっています。住民の足である鉄路の存続に向けて、市長としても小樽市としてもそういう立場に立つべきではないかと思うのですが、御意見を伺います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、委員がおっしゃったとおり、倶知安町はそのような言い方をしていますけれども、新聞には小樽市は未定ということで載っておりました。ただ、市長の考えとしては、まず住民の足を確保する、これが一番重要であると考えているわけですから、鉄路がいいのか、あるいはバスがいいのか、これについてはまだ決まっておりません。先ほど言いました並行在来線対策協議会、この中で将来の人口ですとか需要予測、あるいはOD調査なども含めて、十分調査しながら検討していきたいと考えています。

○小貫委員

住民の足を守ると、住民の足を確保するという立場にあるということなのですがけれども、仮にこれがバスに転換した場合、それに対する道路整備はどうなるのだというところで、ますます巨額のお金がそれはそれでかかってくるのではないかと心配があります。何よりも今、鉄道によって生活を形成している沿線の多くの住民が同じだけの生活を確保できるかという点でも疑問が残りますので、住民の足を確保するという立場に立つならば、ぜひ鉄道存続を考えていただきたいという要望だけしておきます。

◎新・市民プールについて

次に、新・市民プールについて伺います。

今定例会では、日本共産党の新谷とし議員が、新・市民プールについて、少なくとも基本設計を今年度中に示すべきということで代表質問で取り上げました。答弁では再度調査・研究を行うと、幾つか教育長から答弁がありました。その一つとしてプールの適正規模が挙げられています。それで、今までの調査・研究ではどういう規模が考えられていたのか、お示ください。

○（教育）生涯スポーツ課長

新・市民プールの建設の規模についてであります。今まで先進市の事例等を調査した結果、小樽市教育委員会としては、25メートルの公認プール、駐車場の整備を基本として考えております。

○小貫委員

25メートルのプールということなのですけれども、道内のほかの都市を見ても、25メートルで6コースから8コースといろいろと幅があるのですけれども、何コースを予定しているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

基本的には、公認のプールということで、競技会が開けるということになりますと、5コース以上と考えております。

○小貫委員

それで、5コース以上でも、そこから先が大体何コースなのかという話なのですけれども、そこは未定なののでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

各市の現在の競技人口、小樽市の競技者数の推移など、これから詳細について調査していかなければいけませんので、何コースまでということは今答弁することはできません。

○小貫委員

そして、新谷議員への答弁の再度調査・研究を行う二つ目に、効率的な運営方法、管理のあり方と答弁しているのですが、これについてどういうことなのかをお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

効率的な運営・管理のあり方について調査・研究ということですが、今までの調査では、あくまでも先進市の事例で道内にどのような規模のプールがあるか、利用状況、建設費、維持費などを調査してまいりました。今後、新・市民プール建設に向けては、効率的な管理・運営ということで、建設のコストや実際の管理・運営のランニングコストなどについて、各市での経費節減や利用状況などに工夫を凝らした取組が行われていないか、具体的な内容で今調査・研究を行っているところです。

○小貫委員

今、調査・研究を行っているところということなのですけれども、大体幾つぐらい、今のところ調査を行っているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず、今まで調査を行っておりましたところに再度確認をするということで、今のところ9市1町、それと全国に手を伸ばして、全国の事例などを調査しているところでございます。

○小貫委員

9市1町で調べてきたと。道内で調べてきた事例で、その管理・運営はどのような状況だったのか。そして、それらを見て、なぜ再度調査・研究するのかというところをお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今までの調査では、あくまでも規模、利用状況、建設費、維持経費について、各市の状況がどうかを検討、調査してまいりました。さらに、今回の場合におきましては、実際の管理・運営でどのような工夫がなされているのか、直営で行っているのか、指定管理や業務委託等で経費節減の努力等があるのかどうか、また建設のコストについては、経費節減のための省エネ対策等の工夫などが行われているかなど、具体的に各地に聞いているところでございます。

○小貫委員

そして、9 市 1 町のところを調べているというところなのですが、その中で一番新しい建設の事例というところになるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

最近の調査では、苫小牧市沼ノ端スポーツセンターが2010年10月にオープンしております。この施設につきましては、敷地面積が8,300平方メートル、建設面積が3,274平方メートルの複合施設ということで、体育館とプールが一緒になっている施設ということです。

○小貫委員

ちなみに、これは幾らかかって、それに対する例えば国や道の補助金は幾らだったのかというデータはあるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、出てきている数字ですと、建設費が12億1,000万円と聞いております。

○小貫委員

それで、また代表質問の答弁に戻りますけれども、建設地について一向に進んだ答弁が得られないということで、学校適正配置の状況を見てということなのですが、たしか私は前定例会の当委員会で、学校適正配置がどうなったときにどこの施設を使うのか、幾つかパターンを示す必要があるのではないかとということを言ったのですが、今のままですと、教育委員会は何もやっていないのではないかとということが市民の中で生まれてきてしまうということがあると思います。

ですから、今、教育委員会はこういうことを考えていて、ここはまだ公表できないのですということも含めて、公表できる範囲を示しているのだと思うのですが、もう少し公表できる範囲を広げて、しっかりとこたえていく必要があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

もう少し幾つかのパターン等を示してはどうかという部分になりますけれども、建設地については、さきの新谷議員の代表質問でも答弁したとおり、現状では教育委員会として、本市が所有する土地の有効活用を基本に、小樽公園周辺や学校適正配置などの進捗状況を見極めながら検討を行っているというふうに答弁しております。その中でいろいろなパターン等は今検討している最中でありますので、現在として話すことができることはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

それで、小樽公園周辺や学校適正配置などの進捗状況ということなのですが、小樽公園周辺かつ学校適正配置なのか、小樽公園周辺又は学校適正配置なのか、その辺はどうなのでしょう。

○（教育）生涯スポーツ課長

前段でも答弁しましたように、本市が所有する土地の有効活用を基本にということで、小樽公園周辺が一つの考え方、また学校適正配置も一つの考え方ということでございます。

○小貫委員

ということは、小樽公園周辺にある学校、いずれ閉校になる学校の跡だけではなくて、中心部でという陳情ですが、それ以外にも全市的に考えるという立場なのではないでしょうか。

○教育部長

先ほど来、生涯スポーツ課長が答弁しておりますように、現在、教育委員会では適地といいますか建設地、それから適正な規模あるいは運営のあり方も含めて検討しているところであります。さきの御質問にもありましたように、再度、調査・研究を行っているという部分につきましては、現在市の置かれている財政の状況、あるいは今後

の推移などを見ましたら、やはりランニングコストにも着目していかなければなりません。これは今までの議会の議論の中でもたびたび出てきた部分でもございます。

一方、建設地につきましては、市民へアンケートなどもとってございますけれども、中心部という声がやはり大きいということはございます。ただ、その中で公有地、市有地ということであれば、ある程度選択肢が狭くなっているという中で、小樽公園周辺あるいは学校再編の中で適地があれば、これは市有地ですから、そのような中で並行して検討していくという形になっている状況でございます。

パターンについては、いろいろなパターンというか、幾つかのパターンは頭の中に描くことはできるのですけれども、先ほど答弁しました運営・管理のあり方も含めてということになりますと、いましばらく時間をいただいて、市民へ明らかにしていきたいと考えております。

○小貫委員

今、教育部長から御答弁がありましたけれども、要は小樽公園周辺あるいは学校適正配置で出てくる学校跡だということでしたが、先ほど苫小牧市沼ノ端スポーツセンターの建設面積が約3,200平方メートルだということでしたが、教育委員会はいまだに5,000平方メートル必要だと言っているわけです。要はこの5,000平方メートルというのは延べ床5,000平方メートルという意味なのか、建設の土地としての5,000平方メートルという意味なのか、その辺を明確にしてください。

○（教育）生涯スポーツ課長

教育委員会で今まで示しています5,000平方メートルという部分につきましては、建設面積は、25メートルの公認プールでありますと、大体2,000平方メートルもあればいいだろうと、駐車場といたしまして、約100台のスペースを確保するのに3,000平方メートル、両方合わせて5,000平方メートルの敷地が必要だということで、今まで答弁しております。

○小貫委員

◎高島小学校温水プールの監視業務について

次に、高島小学校温水プールについて伺います。

9月からプールの監視体制が変わったと聞いたのですけれども、どのようになったのか説明していただきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

高島小学校温水プールの監視業務につきましては、8月まで小樽市シルバー人材センターにお願いしておりました。昨年の泉南市の学校のプールでの事故を受けて、警察庁から全国シルバー人材センター事業協会に通知がありまして、プールの監視業務は警備業法の「警備業務」に当たるということで、北海道シルバー人材センター連合会から警備業法の認定を受けていないというお話があり、シルバー人材センターの監視業務を取りやめ、9月1日から、警備業法の認定を受けている警備会社にはプールの監視業務を委託しております。

○小貫委員

◎コンプライアンスについて

コンプライアンスについて伺います。

最初に、コンプライアンス推進会議、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室について、それぞれの役割と現在までの任務をお聞かせください。

○（総務）コンプライアンス推進室長

コンプライアンス推進室は、本年4月1日に総務部内に設置されております。それから、小樽市職員倫理条例に基づきまして、本年7月1日付けで、庁内の委員から成るコンプライアンス推進会議、それから外部の委員から成るコンプライアンス委員会を設置してございます。

初めに、コンプライアンス推進室の業務ですけれども、これにつきましては新たな組織である、今申し上げました、庁内のコンプライアンス推進会議、それから外部の委員から成るコンプライアンス委員会、これらの事務局としての役割を担っておりますし、推進会議や委員会につきましては、これらを立ち上げる一連の準備作業、事務作業に携わってまいりました。推進会議や委員会につきましては、7月2日に第1回の会議と委員会を開催しております。

また、昨年策定しました「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」に基づいて作成することとされておりました、職員倫理条例の内容を中心としたコンプライアンスハンドブックにつきましては、全職員等に配付すべく作業を進めてまいりまして、昨日、全職員等に配付させていただきました。

それから、人材育成の観点から、小樽市職員研修規程に基づきまして実施される職員研修についての一連の業務にも室として携わっております。

それと、ここ最近、個人情報の流出、あるいは事務処理の誤りといった事案が続いておりましたことから、セルフチェックシートなどを作成して、職場ミーティングで活用してもらうことなども行っております。

なお、その他に総務部兼務の発令もされておりますので、総務部の兼務業務にも一部携わっております。

以上が室の業務のあらましでございますけれども、コンプライアンス委員会とコンプライアンス推進会議、庁外と庁内の委員会、会議につきましては、先ほど答弁したとおり、7月2日付けで第1回の委員会、会議を行っておりますが、この中で、これらの委員会や会議の位置づけと役割について、あるいは昨年策定しました推進方策の取組状況について、それから今回配付いたしましたコンプライアンスハンドブックについて、それから委員会と会議の今後の会の開催についてなどを協議事項として会議の中で取り上げております。

以上が今お尋ねの件についての進みぐあいでございます。

○小貫委員

今回ハンドブックができました。私は、昨年第4回定例会の当委員会で、推進方策については全職員がきちんと読まれているのかという質問をしましたけれども、問題は、いいものをつくってもそれが読まれていなければ意味がないということで、この推進方策をどう全職員が読んできたのか、ハンドブックをどう全職員に徹底するのか、その辺の展望をお聞かせください。

○（総務）コンプライアンス推進室長

昨年10月に策定しました推進方策につきましては、庁内のイントラネット、クールズ（COOLS）と、それから小樽市のホームページにも掲載してございます。ですから、この間、昨年10月に策定してから、一定の職員がそういうもので目にしていっていると思いますし、また策定した直後には、いろいろな職場ミーティング等でも扱っていただくようにという話もしておりますので、一定の職員の目に触れているというふうには考えております。

ただ、今回、昨日配付いたしましたコンプライアンスハンドブックの末尾といいますか、資料として載せておりますけれども、これで改めて全職員に配られておりまして、今回なぜこれがこの時期に配られたかといいますと、職員倫理条例につきましては4月1日から動いておりますけれども、外部委員のコンプライアンス委員会が7月1日付けで設置されておりますので、公益通報の通報先としての窓口、こういったものが7月1日にならないと固まらなかったということもありまして、そういったものが固まった上で、今回それとあわせてこの再発防止策となる推進方策を資料としてつけて、全職員に渡るようにということで配っております。

このハンドブックにつきましても、職員倫理条例を中心に事例等を載せておりますので、職場ミーティング、あるいは職場研修といったところで活用してもらうように勧めてまいりたいと考えております。

○小貫委員

推進方策を全職員が読んだと胸を張って言えないところが少し残念だと思うのですが、今回いろいろな事

件がありましたが、再発防止策を立てていく責任部署はどこになりますか。私は、コンプライアンス推進室が旗を振る必要があると思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今回いろいろな事案が続いておりますけれども、それぞれの事案につきましては単独の部署といいますか、どこどこ部というようなところでの事案が続いております。そういったことからいいますと、それに対する再発防止ということにつきましても、仕事の内容を一番よくわかっておりますのは、それぞれの部局でございますので、今おっしゃったように、コンプライアンス推進室が再発防止策にかかわるというのも一つの考え方ではございますけれども、実際にはこういった事案が起きたときにどこが不足だったのか、どこをどうすればよかったのかということは、原課のほうが非常によくわかっておりまして、そういった意味ではこれらの最近起きている事案につきましては、速やかにそれらの対策といいますか、再発防止策といいますか、そういった項目が出てきております。

ですから、これらの再発防止策をどこで担当するのかということは、一つの部局で何か事案があったときに、必ずしも推進室がかかわらなくても、かかわってもいいと思うのですけれども、十分に対応策がすぐ出てくるような状況に現在ありますので、そうであれば、そういった形でできるだけ速やかにいろいろな対応をしていくという、危機管理の観点からの対応をしていったほうがいいだろうという考えでおります。

○小貫委員

初動はそれでいいと思うのですけれども、問題は、そこからほかの部署に徹底していくという点では、やはり推進室が役割を果たすべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

推進室から全庁的にいろいろな面でこういったことを行ってみてはどうかという提案や、例えば今回もセルフチェックシートを配らせていただきましたけれども、そういった少しでも役に立つような対策を提案していくことは必要だと思っております。

ただ、庁内にも、部長会議や庶務担当課長会議、いろいろなこういった事案があったときに、こういったことに気をつけなければいけないということを全庁的に知らしめる会議というのはいろいろとあるわけですので、そういった会議を通じて今後こういったことが起きないように、例えば平成22年7月に策定された「業務事故防止の指針」などを頭に置いてしっかりと対応してくれというようなことを周知徹底するといったことも含めて、全庁的に知らしめる会議というのもありますので、そういったものを使いながら、さらに、例えば先ほど答弁しました、推進室から全庁的に何か提案できて、少しでも役に立つようなものを配付していったり、使ってもらおうということも考えていく、そのような形で進めていくのがいいだろうと考えてございます。

○小貫委員

◎平和事業について

平和事業について伺います。

ほかの都市がどのような事業をやっているのか調べてみましたら、平和事業のために基金をつくっているというところがあります。小樽市でもいろいろな基金があるのでございますけれども、その基金について概略を説明していただけますか。

○（財政）財政課長

本市の基金についてでございますけれども、小樽市資金基金条例におきまして、平和事業が目的の基金はないのですが、例えば社会福祉事業の運用資金とするため、観光振興の資金とするためというような目的を定めた32の資金基金があるほか、その資金基金条例のほか、主な基金といたしまして財政調整基金や減債基金、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金というようなものがあります。

○小貫委員

それで、この基金をつくるにはどうすればいいのでしょうか。

○（財政）財政課長

基金をつくるためという御質問なのですけれども、一般的に言いますと、基金を設けるには例えば寄附などがあった際に、寄附者の意向を踏まえまして、それに沿った資金基金があれば、そちらに積み立てる形になりますが、なかなか意向に合致する基金がなくて、その資金を積み立てて定額の資金運用が必要だというふうになった場合は、条例に定めて基金を新設するという形になると思います。

○小貫委員

それで、千葉県習志野市では、習志野市まちづくり応援寄附条例の中で寄附による基金を設置しています。その一つは平和事業の基金です。平成21年度末の残高が2,430万円で、新たな基金や運用利子を使って、86万円をその後取り崩して平和事業に活用しています。小樽市の場合、平成23年度事務執行状況説明書でも、平和事業についてはわずか3行しかないのです。核兵器廃絶平和都市宣言をしている都市として、これはあまりにも貧しいなと思います。

それで、例えば寄附を一回呼びかけて、それを原資に小樽市でも平和基金（仮称）を設立して、市民の寄附による基金で核兵器廃絶平和都市宣言にふさわしい平和事業を展開してはどうかと思うのですけれども、御意見を伺います。

○（総務）総務課長

基金の設立についてでございますけれども、今、財政課長からも答弁させていただきましたとおり、基本的には平和事業というものに沿った目的の寄附があった場合に、その基金を設立というような流れになると思っておりますので、現状で寄附のめどが立っていないような状況ですと、基金の設立というところまでは、正直考えていないところでございます。

○小貫委員

現状でないのはわかっているのですけれども、だから呼びかけてみてはどうでしょうかということなのですが、呼びかけるつもりもないということではよろしいのでしょうか。

○（総務）総務課長

現在、呼びかけをするかどうかという判断を私のほうではできないのですけれども、市としても平和事業についていろいろと取り組んできておりますし、確かに予算としては限られた中でやっておりますので、もし何かそういうような意見等をいただけるものでしたら、いただいた上で、市としてまたそれに基づき検討させていただきたいと思っております。

○小貫委員

ぜひ他都市の状況なども調べていただきたいと思います。

◎陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方について

最後に、陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方について、趣旨説明がありました。これについて伺います。

東北電力や東京電力なのですけれども、東日本大震災後、東北電力では、八戸火力発電所で27.4万キロワット、秋田火力発電所で33.3万キロワット、新潟火力発電所で3.4万キロワット、東新潟火力発電所で33.9万キロワット、合計98万キロワットの緊急設置電源を整備しまして、今夏、電力不足を乗り切っています。98万キロワットという泊発電所3号機を上回る出力です。東京電力の場合は128台、259万キロワットを準備して、この夏を乗り切りました。北海道電力はこういったことを何か行ってきたのかどうか伺います。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道電力によりますと、今夏の緊急設置電源といたしましては、小型のディーゼル発電機82基を苫小牧発電所構内に設置して、合計出力7.4万キロワットを確保したと聞いております。

○小貫委員

やはり東北電力や東京電力と比べてけたが違います。いずれ泊原発を再稼働すればいいという考えが、北海道電力にはにじみ出ているのではないかと思います。

もう一つ、本年2月に締め切られた北海道電力の「風力発電導入拡大に向けた実証試験」にかかわる風力発電募集について、応募の状況をお聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道電力の風力発電の募集状況でございますけれども、こちらにつきましては昨年12月に風力発電の、出力変動があるために出力の調整をしなければならないのですが、北海道内でできないということで、東京電力に送るという実証実験を行って、このために20万キロワットの募集をしたところでございます。この20万キロワットの募集に対しまして、事業者数が22件、延べ出力で187万キロワットの募集があったと聞いております。

○小貫委員

187万キロワットの応募があったということなのですが、要は、今の東北電力や東京電力の事例、また今の北海道電力の事例を見れば、電力不足だという問題は回避できると私は思います。だから、原発を再稼働すべきではないという意見を最後に申し述べまして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎樽っ子学校サポート事業について

まずは、樽っ子学校サポート事業について質問させていただきます。

今回、夏季休業中に樽っ子学校サポート事業が行われまして、2校で実施があったということで、期間も短い中、2校で実施したということの実効性については評価するとともに、準備段階でまだ少し時間が足りなかったのかなという推察をするのですけれども、主催というか、実行されている教育委員会としてどのような御見解をお持ちでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

今後の樽っ子学校サポート事業の取組についてでございますけれども、夏季休業が終わりました放課後の学習についての学習サポートというふうに進んでいきたいと考えております。

今回、4月の協定から各学校に希望を募り、それから小樽商科大学でもサポートの募集を行ってきたのですけれども、なかなか登録される学生が少なかったということが一つの要因になるのかと考えております。

○上野委員

登録者数がまず少なかったということでなかなか難しかったのかと思います。この事業は、今後冬季休業中も含めて行っていく予定があるのかどうかお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

冬季休業中に行っていく予定はございます。それに合わせて、この2学期中の放課後学習においても行う予定でおります。

○上野委員

それに伴いまして、今、登録者数はどのような形になっているのでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

学生の登録者数はただいま 3 名でございます。

○上野委員

3 名というのはなかなか厳しい状況にあるのかなと思うのですが、小樽商大との連携の中で行っているということで、今後また違う形での働きかけ等が必要になってくると思うのですが、大学に対してはどのような働きかけを今後増やすように行っていく予定なのでしょうか。サポートをする大学生を増やすかどうか伺います。

○（教育）指導室長

学生につきましてはこのたび 3 名ということなのですが、御存じのように準備段階という部分で、夏季休業に入ってからだったものですから、小樽商大の試験期間と重なったこともありまして、それで 3 名ということだったので、実は学生から、やってみたいという学生がもっといるということを聞いておりますので、今 3 名ですが、2 学期以降また呼びかけをして、私も学生から広がり期待して、声かけをしてもらいながら、どんどん増やしていきたいと思っております。

○上野委員

大学に呼びかけるということなのですが、大学でも協定を結んで行っているということで、やはり商大の独自の授業カリキュラムの一環として、こういうものがカリキュラムの中に入って、率先して学生が出ているというような状況に持っていけるような交渉を今後されるつもりはありますか。

○（教育）指導室長

教育系の大学でございましたら、例えば北海道教育大学釧路校などで、学生の単位ということで取り組んでいるということも聞いてございます。ただ、小樽商科大学につきましては、教職課程の中で、そのようなボランティアが単位として認定されているということは今の段階ではまだございませんが、私どももぜひ双方の効果ということで、何とかならないものかということで、継続して協議は進めていきたいと思っています。

○上野委員

ぜひとも、協定を結んだ結果、もっと深まるような取組をしていただきたいと思いますし、予算特別委員会でも述べましたが、もしかしたら商大もなくなってしまうかもしれないという懸念がないわけではないので、そういうのも必要とされる大学、あるいは小樽市としても必要としているところの連携協定については、ぜひとも進めていただきたいと思います。また、冬季休業に向けて質問させていただきますので、ぜひそれまでの取組をよろしくお願いいたします。

◎全国学力・学習状況調査について

続きまして、全国学力・学習状況調査について、北海道から平成 24 年度の結果が出ましたので、その辺について質問させていただきます。

まず、調査結果の中で、北海道に関しましては、独自調査の結果について、公表、あるいは説明会などを行っている割合が全国に比べて圧倒的に高く、約 8 割の学校で行っているということです。「平成 23 年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査」の結果が 3 月に出了たけれども、公表はされているのですが、その後、市教委は各学校あるいは保護者等に説明等されたのかどうか、お聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

学力等調査の説明についてですが、教育委員会として示された概要のほか、各学校から学校だより等、又は保護者への説明という形で説明はされております。

○上野委員

続きまして、平成 24 年度全国学力・学習状況調査の北海道の調査結果から、この調査結果を踏まえての学力向上の取組を行っているかということに関しまして、今年度の北海道の状況を見ますと、昨年度より少しトーンダウ

ンしているような数字が出ておりまして、昨年度は約 9 割以上が「よく行っている」「行っている」だったのですが、今年度、8 割ぐらいに落ちているのですが、市教委としてこの 23 年度を踏まえて説明した後、どのような取組をされているのかお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

教育委員会として、学力向上に向けての取組については、平成 23 年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査の結果を受けて、各学校での学力向上に向けた「学校改善プラン」を基に適切に進めていくように指導するとともに、学力向上策としての動きも含めたさまざまな取組を進めているところでございます。

○上野委員

今、学校改善プランを策定して各学校の取組を進めているということなのですが、そのプランの中に、平成 23 年度の学力等調査の小樽市の調査結果、ここを見ますと、このような改善をしますということで、学校ではこのような指導をして、家庭ではこういうことを指導するということが書かれているのですが、これは 22 年度も書かれているのですが、このような改善の目標のようなものがここに示されているのですが、それはプランの中に反映されているのかどうかをお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

それにつきましては、学力向上検討委員会で検討してつくられた学力向上のポイントでございまして、それを受けて、各学校の学校改善プランに反映していくという形で進められております。

○上野委員

それでは、改善に向けた、調査結果というか、指導の課題というのが学校改善プランに反映されているということでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

学校によってはその学校の課題というものがございまして、その課題に応じて改善のポイントを重点化したり、年度ごとの力点という部分を置きながら、何らかの形でそのポイントは改善ポイントとして示されていると思います。

○上野委員

それでは、今取り組んでいる学校改善プランを踏まえてなのなのですが、このプランの取組、また平成 24 年度全国学力・学習状況調査の小樽市の結果が出ると思うのですが、それまでの期間でプランがある程度検証されて、24 年度の調査結果が出る中で、前回まではここまでやってきたけれども、ここが足りないから、こういう形で改善していくというような計画などをお考えでしょうか。というのは、プランが 22 年度から 23 年度まで同じような内容になっていまして、常にこのような改善をしますというのはあるのですが、前回こうだったからこういうふうに、こうであって今回これがだめだったからこういう改善をしますというような、そういう結果はこういう調査結果から見えないものですから、そういうところに一歩踏み込むような取組をされるお考えはありますか。

○（教育）指導室長

いろいろと学校改善プランが各学校から示されるのですが、具体的にはそれぞれの学校で自己評価しながら、私どもに御報告いただいているところです。ただ、どの程度できているかについては、正直、学校によってもいろいろと差があると認識しております。

そこで、ただ紙に書いて報告してそれで終わりというのではなくて、本当に子供たちの学力が向上する策をもって、今年度につきましてはより具体的な取組ができるように、もう少し踏み込んだ取組、目に見えるような形で取組が進むように、平成 22、23 年度とはまた違うものを考えていこうと、今、学力向上検討委員会の中でもその議論をしているところですので、いましばらくその部分についてはお待ちいただければと思います。

○上野委員

それでは、今の取組に関して、平成24年度全国学力・学習状況調査の結果は、北海道については公表されましたけれども、市教委としても昨年同様、独自の結果を公表する予定はあるのでしょうか。

○（教育）指導室長

公表の部分ということですが、ただいま道教委から今年度の、合算といいまして、抽出調査校と希望利用方式調査校の合計されたデータがまだ届いてございません。これを基に、また道教委や各都市の状況などを踏まえて、公表について教育委員会の中で考えていかなければならないと思っています。ただ、昨年度までの公表の形を下回らないように進めていきたいと思っています。

○上野委員

今の御答弁では公表はするということで、する予定だということによろしいでしょうか。

○（教育）指導室長

これまででも、形はともあれ、公表ということで私どもは認識してございますので、あのような形で、今委員のお手元でございます形で、中身は昨年度を下回らないように、例えば昨年度はグラフ化して、要するに目に見える形で出ましたけれども、そのようなよりわかりやすくしたもので考えていきたいと思っています。

○上野委員

公表するということを今御答弁いただきました。それを踏まえまして、教育長にお尋ねします。北海道教育委員会教育長は、全国平均を上回ることを目標に今努力されているということでございますけれども、改めて教育長として市教委として、この全国平均を上回ることを目標に努力しているのか、何をもってこの学力向上の目標にしていくのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

先般、校長会議の中でその件について、私からは全国平均を上回る点数を求める、そういうことだけで子供たちを指導するのではなくて、個々の学力をつけるという一つ一つの取組を誠実に行うことで、結果として全国を上回る、そういう気持ちでやってくれと言っています。単に点数を追求めると、過去に苦い経験を持っていますので、そういうことではなく、一つ一つの成果というものを確実に表に出しながら進めていく、そのことがやはり一番大事なことで、道教委の教育長が平成26年度までに全国平均を上回ることが一つの指針だということで、それは私どもも指針として受け止めておりますけれども、点数のみで子供たちを指導していくことは、やはりどこかにゆがみが出るのではないかと懸念されますので、そういうことではなくて、学力をつけることを常に意識しながら一つずつ学力を上げていく、結果として全国平均を上回る、そういうふうにしたいと思っています。

○上野委員

今、教育長の御答弁をいただきましたけれども、基本的には学力をしっかりつけていく、それが前提で、その結果としての全国平均を上回るという御意見を伺いました。それを踏まえて、先ほどの公表の仕方についてなのですが、学力をしっかりつけていくという形では、数字だけではなく、いろいろな形が出ていると思うのですが、その検証なども今後の全国学力・学習状況調査などに盛り込まれませんか、述べているだけでは具体的な成果として出てこないと思うのですけれども、そこら辺に関していま一度、教育長の方向を踏まえての公表の仕方をどのようにお考えかお聞かせください。

○（教育）指導室長

検証という部分でございますけれども、やはりそれぞれの子供たち、またその年度によっても違いますし、それぞれの学校によっても違います。それがなぜそういう結果になったのかということは、これまで十分それぞれの学校の実情を踏まえて取り組んで把握してきたところですが、なぜ、どのような指導をすればいいのか、何が必要なのかと、これもあわせて今までも取り組んできましたが、もっと実効性のあることをしていかなければな

らないと思っておりますので、公表につきましてもその裏返しではないかと思っています。地域や住民に対してしっかりと説明する責任は教育委員会にございますので、そのことも、先ほどの繰り返しになりますけれども、昨年度を下回らないような公表をする中で、危機意識や問題意識、課題意識を持ってもらえるように、教育委員会としては取り組んでまいりたいと思っています。

○上野委員

ぜひとも今おっしゃった教育委員会の考え方、意図というものがしっかりと、明確に結果の中に示されるような公表の仕方を望みたいと思います。

◎事業評価について

次に、事業評価についてお聞かせいただきます。

今、行政評価の試験的な試みをされているということで、8月からいろいろ評価をしているということなのですが、進捗状況についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

進捗状況ということでございますが、8月のうちに対象事業の通知、それから事業評価調書の作成といった部分を各部局に通知してございます。現在、各部局が作成いたしました事業評価調書が企画政策室に提出されてきておりますので、その調書の取りまとめを行っている段階でございます。

○上野委員

これは市長の公約にも出てきているものでございますので、肝いりの政策だと思っておりますけれども、今試験的に行われている、調査している対象事業は幾つありますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

事業数につきましては、これまで何回か試行ということで、非常に多い数をやってきましたけれども、そこが一つ課題という部分もございまして、今回は絞り込む形で実施してございます。今年度は、一つはおおむね10年以上の長期継続事業ということで、これが122事業ございます。それから、もう一つが、財政健全化の観点からの事業ということで、これが12事業、合わせて134事業となっております。

○上野委員

今、134事業の調査を行っているということで、この134事業の事業評価調書はほぼ戻ってきて、もうチェックをしている状況だということでよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

中にはまだ提出に至らないものもありますが、おおむね提出があるという状況の中で、今、企画政策室と財政課が中心になりまして、点検を進め始めているという状況でございます。

○上野委員

それでは、これから調査をしていって、一次評価、二次評価を行っていくスケジュールになってございますけれども、この一次評価、二次評価の調査基準というか判断基準というものを、今、試験的なところはあるとは思いますが、そういうものをお持ちでしたら、お示ししたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

判断基準という部分でございますが、今回の評価の視点ということで答弁させていただきますが、これは各部局に作成をお願いしております事業評価調書の内容に関係する部分もございますけれども、社会的ニーズなどの必要性、事業の有効性、効率性、改善に向けて何かできないか、緊急性・優先性、それから今後の方向性、こういった部分をポイントに、視点に評価を進めていきたいと考えているところでございます。

○上野委員

それでは、今後のスケジュールについてお尋ねします。今、一次評価、二次評価が始まって、どういうスケジュー

ールでこの一定の事業が終結するのかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

スケジュールの部分でございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、企画政策室と財政課で調書の点検を進めているところでございます。その後、11月から平成25年度の予算編成も始まってまいりますので、その作業と並行する形になろうかと思えますけれども、評価の結果を取りまとめていきたいという予定で考えてございます。

○上野委員

並行して行いながら、来年度の予算編成の中にも一定の評価結果というか、そういうものが取り込まれていくと考えてよろしいですか。これはこれで並行にやるけれども、また別というふうな考えでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今年度は試行という形で進めておりますけれども、最終的には結果を取りまとめるという部分も含めた試行というふうに考えてございますので、取り入れられる部分があれば、それは今後取り入れていきたいという考えでございます。

○上野委員

最終的に一定の評価が当然出ると思うのですけれども、それはどのような形で、評価システムというものは一定の基準や結果を公表してこそそのものだと思いますので、そこら辺の市民に対する公表の仕方などもお聞かせいただけたらと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

繰り返しになりますけれども、今年度試行という形で始めてございまして、進める中でいろいろな課題が出てくると思いますが、公表につきましても、現在どういう形で最終的に公表するかということはまだ考えている段階ではございません。ただ、一定の形で公表する必要もあると考えてございますので、今後評価を進める中で、どういう形がいいのかというあたりを引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○上野委員

ぜひともこの事業が本当に評価される事業になりますように、今後取り組んでいただきたいと思います。

○鈴木委員

◎財政の概況について

最初に、財政の概況について質問いたします。

この概況をいただきまして、このたび平成23年度の実質収支は11億7,300万円の黒字と、最終的にいろいろ差引きして、実質単年度収支が2億4,500万円の黒字となるということであります。大変よかったという思いはありますけれども、小樽市の一般会計の中で、他会計から借りて融通しているということが多々あるわけです。その中で、3ページになりますけれども、特定目的資金基金から約14億7,500万円借りております。この資金基金といいますのは、先ほど小貫委員の御質問でも出ましたが、32基金ありまして、いろいろな基金があるわけなのです。ところが、この中で教育振興資金基金は95パーセント、1,157万1,765円のうち1,100万円ほど一般会計にお貸しになっている。奨学資金基金は27パーセント。こういった形で95から97、それから30パーセント、40パーセントのものもありますけれども、ほぼ全資金をお借りになっているということになります。

ここで聞きたいのですけれども、この資金基金について、これだけお金を一般会計で借りて、この基金のほうはショートするというか、活動ができないという事態にはなっていないのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

特定目的資金基金につきましては、その設置目的のために運用益を活用するもの、又は元金を取り崩して事業の財源に充てるものがあります。各基金の残高はさまざまではありますが、それぞれの運用形態に支障を来さ

ない範囲で借入れの金額を決めて借入れを行っていますので、各基金の設置目的のための活用には影響がないものと考えております。

○鈴木委員

要するに95パーセント借りている基金は、5パーセント残っていれば何とかかなるということですね。ところが、平成20年度が3,500万円、21年度が3,500万円、22年度が5,600万円、23年度が3,600万円と、だんだんお返しになっております。いいことだというか、本来の姿だし、ただそれでも14億800万円残っているわけですが、これは本来の財布ではないのです。会計上は借入れするのは問題ない、それはわかっております。しかし、基本的にこのままいきますと、毎年3,500万円ずつ返しても、40年かかる計算になってしまいます。先ほど言いましたように、実質単年度収支が2億4,500万円の黒字ということです。それで、財政調整基金に半分積み立てるなど、いろいろ難しい部分はあるのでしょうけれども、この資金基金にはきちんとお返ししなければいけないと思っております。その返済計画と言っては何ですが、40年間そのままにするわけにはいかないと思いますが、その点についてどうお考えですか。

○（財政）柴田主幹

各基金からの借入れにつきましては、償還計画を立てた上で借入れを行っております。借入れ時の財政状況から、多くの基金への返済については、元金につきましては平成26年度からということを予定しておりました。それまでは利息、利子の支払にとどめていたということです。26年度から元金の返済を予定しまして、大体7年から10年間で完済する予定を立てておりました。

○鈴木委員

7年から10年といいますと、14億円を7年で、年間で2億円です。ということは、今の実質単年度収支の黒字額を約2億円増やすことが必要となるのですけれども、そういうことも含めて返済計画を今のように立てたということとでよろしいですか。

○（財政）柴田主幹

元利を合わせた償還額が2億円を超えることは借入れの時点で見えていたわけですから、2億円の返済ができるだろうという予測の下に返済計画を立てたということでございます。

○財政部長

当時、財政健全化計画をつくっていたとき、私もかかわっておりまして、財政の概況を見ますと、平成18年度と19年度に、特定目的資金基金からの借入れがこの2か年で特に突出しているのですけれども、予算を組むときに確かに財源不足が生じて、この基金から借りてきたというのも事実です。それと、当時、起債に当たって許可制から協議制に移ったときに、そのときの基準で、小樽市の場合、赤字を抱えていたということと、実質公債費比率が19.2パーセントで、国の基準の18パーセントを超えていたので、健全化計画と公債費負担適正化計画をつくらなければならなかったというのも事実です。それで、健全化計画をつくらるとき、赤字を抱えて厳しい財政状況にあったことから、基金から借りたときに、その償還計画を、健全化計画が18年から7年間の計画でしたが、そのときも収支を見込んで、その計画の外に持っていったというのも事実です。当時の財政の収支計画をつくったとき、この健全化計画の18年から24年までの7年間の計画の中では返せる状況にもなかったということ、また収支を見通したときに、あと2年ぐらい余裕がないと返せないという状況もあったことから、先ほど主幹から説明したとおり、26年から一定の額を返済していくということにしたところでございます。

○鈴木委員

しんしゃくしますと、今2億4,500万円ぐらい黒字ができたわけですから、私が言うのは、2億円ずつ計画どおり返せと言っているのではなくて、そういう返済計画をしていますから、財政はまだまだ厳しいということです。ですから、余力があるわけではないということをわかっていて、今後も努力していつか、資金基金に早くお返しでき

るように頑張っていたきたいというのが趣旨でありますけれども、その点に対してどうお考えでしょうか。

○財政部長

委員がおっしゃるとおり、本来の基金の目的もございます。その中で、財政にゆとりができた時点では、早く返したほうがいいというのも事実でございます。そういう状況につきましては、昨年来言っております財政収支の見直しもつくっていかねばならないと考えてございます。先ほど、事業評価の御質問もございました。来年度からの使用料及び手数料の見直しも今内部で検討してございます。それらを含めた収支計画をつくっていかねばならないと考えてございます。その収支の中で財政的に若干の余裕ができた場合、そういう償還計画の見直しも考えていかねばならないと考えておりますので、今後つくる中・長期の収支計画の中でその辺は考えていきたいと思っております。

○鈴木委員

◎小樽市土地開発公社について

次に、小樽市土地開発公社について聞きます。

今日の新聞でも、高橋知事がコンパクトシティ化を進めるということで、人口減や少子高齢化で自治体の財政が厳しさを増す中、行政サービスの効率化や中心市街地再生のため、コンパクトシティを推進するという話が出ておりました。特に土地の関係で、本市は小樽市土地開発公社を持っております。

それで、今、余市町や当別町などで、それから本州でも土地開発公社が解散したという話がかかなり出ております。なぜかということではいろいろ調べた中で、まず聞きたいのですけれども、土地開発公社そのものの意味合いと申しますか、その業務というのはどういうものになりますか。

○（財政）契約管財課長

小樽市土地開発公社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、小樽市の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するというのが設立目的になっていますが、主な事業ということは、市の事業を推進するために土地を先行取得して、事業を進みやすくするというのが目的であります。

○鈴木委員

今おっしゃったように、高度経済成長の時代に、右肩上がりの経済の中、地価も上昇傾向にあり、公共施設等を計画的に建設する際、用地取得が思うようにできない状況がありました。このため、公共施設用地の安定確保を目的として、こういった公社をつくって先行取得する、これが大きな目的だったと言われております。

そういった中で、経済低迷といいますが、土地価格もなかなか上がらない中、土地開発公社が実際に購入するときには、地方公共団体が事業を実施する際、原則的には、例えば小樽市が取得経費、土地代プラス買取りまでの期間の利息プラス管理費などを支払って、土地開発公社から用地を買い取るということなのですが、地価が下がっている状態の中で、今すぐには言いませんけれども、土地開発公社そのものの存在がどうなのだろうという思いがあるのですが、それについてどうお考えですか。

○（財政）契約管財課長

委員がおっしゃるとおり、土地が動いて土地の価格が上昇している時期は、先行取得して安い土地を買って、事業の推進も、事業費も安くできるという大きなメリットが確かにありました。今は逆に地価が下がっている、土地が動かないという経済状況で、慌てて先行取得する必要性は薄れてきています。また、先行取得することによって実際に事業をやるときに、タイムラグがあればもっと安い価格で土地を買えたのではないかというような逆の理論が現状でございます。そういう意味で、全道的にも、余市町もそうですし、江別市や釧路市なども解散を行ってまして、土地開発公社のあり方自体を、道内各地の公社でもそれぞれ今後のことを考えて検討している最中でございます。

○鈴木委員

そこで、余市町土地開発公社が解散されて、その中で、結論というのがホームページに載っていました。今後、土地開発公社に先行取得を依頼しなければならない事業がないこと、長期借入金にかかわる支払利息の負担がさらに収支を悪化させること、債務超過状態にあるなど、このまま事業を継続させることは町の負担を増大させることなどから、可能な限り速やかに解散・清算に取り組むべきという結論に至ったということです。これに照らし合わせて、小樽市土地開発公社の現状はどうなのでしょう。

○（財政）契約管財課長

まず、先ほどから言っているように、土地の先行取得の意味合いがなくなっているということが、大きな背景としてあります。それと、地方財政法の一部改正で、平成21年度から、土地開発公社を解散するときは第三セクター等改革推進債を使えます。

小樽市土地開発公社についての検討なのですが、確かに余市町と同じように、新たな事業が始まったとき土地開発公社がなくてどうなのだろうという検討もしなければならぬのが現実です。実際、事前の取得ではなくて、直前に許可がおりたときに土地を取得することで、土地開発公社がなくてもできるのではないかなというようにことも検討材料の一つです。

それと、やはり大きいのが、余市町でも支払利息のことも言っていますが、小樽市も現在まだ財政状況が厳しい中で、仮に解散に臨んだとき、支払利息を果たして返していけるのかどうかを検討しなければならないというのが、もう一つです。

それと、土地開発公社が持っている土地をどうするのかという、大きく3点の検討というのが必要ではないかと思っています。

○鈴木委員

それから、現実としまして、もしそういう流れになったときには、代位弁済というか、結局債権放棄を議案というか、議会で通すとか、そういうことも起きるわけです。そうなりますと、例えば小樽市側が決めたから、道と協議してすぐというわけにはなかなかいかないので、もしそういうお考えがあるのでしたら、早めの準備、そして検討が必要だと私は思うので、今日こうやって聞かせていただいているのですけれども、そういう意味では、現時点で債務というか、そういう形になったときにはどのぐらいの債務ということになるのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

現時点で、今定例会の議案第27号不動産の取得についての旧国鉄手宮線周辺の土地の取得、これは小樽市が土地開発公社から取得する議案なのですが、それを含めました計画でいきますと、今回の議案提案前でいけば、土地開発公社は8か所の土地を持っています、それが取得費に今までの利子をプラスした金額、一般的には簿価と言われますが、その金額の合計が約8億1,800万円となっております。

○鈴木委員

この項の最後に、そういった周りの状況も含めて、清算しろとは言えませんが、そういうことも視野に入れたお考えはないのかということと、今後の計画などがありましたらお聞かせ願います。

○（財政）契約管財課長

先ほど申し上げた第三セクター等改革推進債の導入、これを利用する場合、対象期間が決められていまして、平成21年度から25年度の間に国に申請をしなければ、三セク債は使えません。現実問題、この三セク債を使った解散も視野に入れなければならないもので、三セク債発行の許可を得るには、来年の第3回定例会で議会の議決をいただきながら、その秋に北海道、国に申請をしなければならないスケジュールになってきております。三セク債を利用しないで解散させる方法もありますし、持ち続けるという方法もあるのですが、今、我々としても、一つには三セク債を利用した計画として、解散も視野に入れながら公社のあり方を検討し始めているところでございます。今、

具体的な話はできないのですが、実際に三セク債を利用して解散という方向になれば、来年の第 2 回定例会ぐらいまでには議会に大方の方針を説明しながら、第 3 回定例会の中で議決していただくという流れも一つあるということで、検討し始めたところでございます。

○鈴木委員

そういった状況でございますので、よく検討されて、早めにそういった形でお知らせ願います。ある程度流れは決まってきているのかという気はいたしますけれども、よろしくお願いします。

◎教育委員会の事務の点検及び評価報告書について

最後に、教育委員会の事務の点検及び評価報告書について何点か、数値のことについてお聞きします。

まず、点検及び評価報告書の 13 ページ、「学校教育指導の実施」ということで、担当課が指導室になっております。内容は、全小・中学校を訪問し、授業参観並びに教育課程や学習指導、校内研究等についての指導・助言を行うとなっております。平成 19 年度 180 回だったものが、22 年度 302 回、23 年度 294 回とかなり増えています。これは教育長がおっしゃっていた、現場をよく見なければなかなかわからないだろうということの表れだとは思いますが、これだけ多くなって得たことといたしますか、効果というか、そういうことをお聞かせ願えますか。

○（教育）指導室石山主幹

事務の点検及び評価報告書における学校訪問の回数の件でございますが、委員がおっしゃるとおり、ここ数年、学校訪問については確実に、多少の増減はございますけれども、増えている傾向にあります。この内訳ですが、とりわけ公開研究会の開催が増えてきたことが大きな要因かと思えます。公開研究会では、ただ授業を見るだけではなく、授業を見終わった後にその日の授業につきまして、参加した教員がその学校の教員も含めまして、授業のことについてお互いに検証し合い、成果と課題について共有します。そういう場が確実に定着してきています。その場に我々も当然呼んでいただきます。それから、後志教育局の指導主事にも参加いただきながら、教員に直接話をしていくという場も定着してきています。そのようなことがどんどん広がってきていることが、ひとつ成果として出てきているかと思えます。

○鈴木委員

教育長のお考えの最たるところですので、ぜひとも学校へ訪問していただいているいろいろな場面を見ていただきたいということで、今後とも増やしていただきたいと思っております。

それから、「スクールカウンセラーの活用」という部分がありまして、これは平成 19 年度 674 回だったものが 23 年度 930 回と、250 回ぐらい増えております。これは増えて逆に大丈夫なのかという気がするのですが、これはスクールカウンセラーに気軽に相談しやすくなったのか、それともスクールカウンセラーに相談しなければならない事態がこれだけ増えたのかということをお聞きします。

○（教育）指導室石山主幹

「スクールカウンセラーの活用」の件数についてでございますが、各学校でスクールカウンセラーというものの存在が確実に認知されてきておりまして、そして、各学校で保護者、児童・生徒に、その活用について周知をしていただいているということの成果が、こういう着実な増加傾向ということで表れてきているということがまず一つございます。

もう一点は、認知されて、認知が広がっていることに関連すると思いますが、同じ相談でも継続して御利用いただいているというケースもございます。要するに、ただ単発で相談して終わりということではなくて、何回かお願いするというケースも出てきているということもあります。

ただ、平成 23 年度につきましては、もう一つ要因があると思えます。東日本大震災の影響から、被災地から避難してこられた児童・生徒に対するケアということで、道教委からの通知もございまして、そういうことで若干数なのですが、継続してやっていたということも、増えている一つの要因であるのかということでもあります。

いずれにしても、そのようなスクールカウンセラーということが認知されてきて、気軽にというのでしょうか、各学校で児童・生徒にも利用していただいたり、保護者にも利用いただいたりして、また、教員の相談も増えてきています。そういうふうに広がりがあるということはいいいことだと押さえております。

○鈴木委員

今の御答弁ですと、スクールカウンセラーの利用数は増えているけれども、決して環境が悪くなっているわけではないという解釈かと思います。それなら結構なのですから、数だけ見ると増えていますので、どうなっているのかなと思ったのです。

最後に一つだけ、この数字には出ていないのですけれども、「地域公開の実施」ということで、全小・中学校が開かれた学校を目指すということで、今、授業などを地域住民にいろいろと公開して、学校で改善していただくというのをしております。私も地域のほうでかかわっているのですけれども、これには「全小中学校」としか書かれてなくて、回数や状態などは全く明記されていないのです。私の聞くところによりますと、PTAの保護者に聞くと、それこそ学校によって開放度というか自由度というか、そういう点で著しく温度差があるということを聞いております。これは全学校でそうだということで、全くその数値に表れないのですけれども、そこら辺はどう把握されているのですか。

○（教育）指導室石山主幹

地域公開についてでございますが、これも実際に私どもでお邪魔をさせていただきながら、見させていただくということをしております。そうではありますけれども、委員の御指摘のとおり、行きますと保護者だけがいる、要するに、普通の保護者会と変わらない様子が公開している学校もございます。逆に、生徒数の割に多くの方々が見えられて、祖父母、両親ともども参加されている、非常に多くの皆さんが訪れているという学校もございます。いずれにしても、それぞれ地域へ呼びかけるようにということで、校長会等でこちらからもお願いしているところでもありますけれども、呼びかけたからといって、すぐにたくさんの方々が集まるというふうにはやはり考えにくいのかなと思います。日ごろからの地域との結びつきというのでしょうか、そういうあたりがひとつ問われてくるものと思っております。

そういうことから、委員がおっしゃったとおり、開かれた学校の観点から、日ごろからの地域と学校との結びつき、連携というものを大事にしながら、そういう地域公開の場を大事にしながら、学校経営を進めていただきたいということで、校長会等を通じてお願いしていきたいと考えています。

○（教育）指導室長

ただいま主幹が話したことの補足でございますけれども、今年度、小樽市のホームページの「小樽市の小・中学校 学校経営要項」の中に、各学校の研究会や公開日については、学校ごとに載せてございますので、また私どももこちらをお知らせしたいと思いますので、ぜひ参考にして見ていただければと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 17 分

再開 午後 3 時 34 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎いじめ問題について

初めに、いじめ問題から伺いたいと思います。

最近では、本当に毎日テレビ等でもこのいじめの問題が大きく報道されておりまして、みずから命を絶つ子供が非常に多いことに心を痛めている方も多いと思います。今定例会でも、多くの議員がこのいじめ問題について質問されておりましてけれども、私も確認の意味で何点か伺いたいと思うのですが、まず、小樽市のいじめ件数を項目ごとにお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室石山主幹

まず、いじめの件数についてでございます。これから申し上げます数字は、文部科学省が調査している小樽の数値ということで、報告している数ということで聞いていただければと思います。

推移ということですので、平成21年度から3年間ということで申し上げます。まず、私どもはいじめの態様と呼んでおりますが、どういったいじめがあったのかという、その件数についてでございます。まず、21年度について一番多かったのが、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」でございます。これについては、小学校、中学校合わせて152件ということで報告を受けております。次に多かったのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で、56件ということであります。次に多かったのが、「仲間はずれ、集団による無視をされる」で、31件ということがあります。あと、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が19件ということであります。

以後、項目については、大体同じような項目で推移をしております。22年度につきましては、小・中学校でも冷やかしからかいというのが一番多くなっております。そして、仲間外れ、軽い暴力ということで、同様の傾向であります。23年度につきましても同様でございます。冷やかしからかい、それから軽い暴力、仲間外れ、嫌なことをさせられるということで、先ほど述べたことと同様でございます。いずれにしましても、年度ごとに多少の入れ替わりはありますけれども、冷やかしからかいという部分がやはり一番多いという傾向で推移しているところでございます。

○秋元委員

年度ごとに今わかりませんか。累計で今聞きましたけれども、平成21年度、冷やかしからかいは何件で、22年度は何件ですか。

○（教育）指導室石山主幹

冷やかしからかいについては、平成21年度につきましては、小学校で119件、中学校で33件、22年度につきましては、小学校で116件、中学校で57件という形になります。それから、23年度につきましては、小学校で22件、中学校で35件となっております。

○秋元委員

ほかの項目ごとの数字とかを。

○（教育）指導室石山主幹

平成21年度から申し上げます。冷やかしからかいということが、先ほど申し上げたように小学校119件、中学校33件であります。続きまして、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が、小学校27件、中学校4件、次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で、小学校46件、中学校10件、それから「ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする」が小学校5件、中学校3件となっております。それから、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」というのもございます。これは小学校3件で中学校1件。それから、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、これが小学校16件で中学校が3件です。あと、中学校で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が2件ということ

で報告がございました。

続きまして、22年度でございますが、22年度につきましては上位の部分しか手持ちではございませんが、冷やか
し、からかいが小学校で116件、中学校で57件、仲間外れが小学校28件、中学校12件、軽い暴力が小学校25件、中学
校6件です。

それから、23年度につきましては同じく上位のみでございますが、冷やかし、からかいが小学校で22件、中学校
で35件、軽い暴力が小学校9件、中学校7件、仲間外れが小学校で8件、中学校でも8件です。あと、中学校で、
嫌なことをさせられるというのが7件ということで加わっています。

○秋元委員

それで、いじめという定義に当てはまった数ということで御報告いただきましたけれども、この発覚といいます
か、いじめというふうに判断に至った経緯ですが、これは親からの連絡があったものなのか、それとも教員が気が
ついたものなのか、それとも児童・生徒から相談があったものなのか、その辺について、大まかでいいのですけれ
ども、どういう状況なのでしょう。

○（教育）指導室石山主幹

いじめの発見のきっかけでございますが、これも文部科学省の昨年度の調査から話させていただきます。各学校
でアンケート調査をやっておりますので、このアンケート調査からということが一番多くなっております。あと、
本人の保護者からの訴え、それから学級担任が発見する、それから本人からの訴えという中身になっております。

○秋元委員

私も中学生のときに、担任から授業の前に急にアンケート調査を受けたことがありまして、当時としては私もそ
ういうことが行われているのはわかりませんでしたから、一体どういうことでそのアンケート調査に至ったのかと
いうことは担任にしっかりと説明していただいたのですけれども、実はいじめがあるのだということから、いじめ
は絶対に許さないという強い思いを語っていただきました。実はクラスの中に、同級生ではなくて上級生にいじめ
られている人がいました。でも、私たちが中学生のころですから、学校も少し荒れていまして、怖い上級生でした
から、なかなか教員に言ったり親に言ったりすることはできなかったのですけれども、休み時間が終わるたびにそ
の人は学生服がいつも汚れているのです。足跡がついているのですよ。だれが見ても、要するに袋だたきに遭って
いたのです。なかなか言い出せなかったのですけれども、教員がそういう口調でアンケート調査をやって、私もそ
のことを書きました。だれがやっていたのかというのも大体わかっていたので書いたのですけれども、そのアンケ
ート調査に至る、踏み切るといいますか、そのタイミングといいますか、小樽市内ではどういうふうに行われてい
るのですか。

○（教育）指導室石山主幹

アンケート調査でございますが、アンケート調査も二通りございまして、一つは未然の防止というのでしょうか、
これは多くの学校で行われていることであります。いじめが発覚する前というのでしょうか、教員が認知する前に、
教員の知らないいじめがあるのかどうかという部分で行われているということがまず一つあります。

もう一点は、今、委員がおっしゃったケースに当たると思いますが、あるいじめが認知されました。そういう中
で、やはりいじめが発見された場合、次に大事なことは事実関係の把握であります。いじめについては、いじめら
れた本人が一番よくわかっています。それから、いじめた本人もわかっています。それから、周りで見ていた者た
ちからも事情を聞くということも必要になります。そういうことから、事実関係の把握という意味からも、アンケ
ート調査ということが行われることもございます。

○秋元委員

例えば、必ず年1回行う、多くて年何回ぐらい行うといった最低限の決まりみたいなものはあるのですか。

○（教育）指導室石山主幹

先ほど申し上げました予防といいますか、認知する前、学校が認知していない状況の中では、指導室といたしましては、各学校に年に 2 回以上は実施してくださいとお願いしているところでございます。

○秋元委員

対応の順序といいますか、順番についても伺いたいと思います。

私も子供が小・中学校へ行っていたときに、PTAにかかわらせていただいたことがありまして、そのときにほかの保護者から御相談いただいたのは、教員によってはなかなか対応してもらえないという内容でありまして、私もどういう内容なのかということは聞きましたが、直接、校長に話したら、今、主幹が言われたとおり、すぐ状況なども把握していただきまして、事実関係も確認した上で、いじめられている側、いじている側、また保護者も呼んで問題解決に至ったということがあったのですけれども、私が相談いただいたときには、教員が相談しても対応してくれないということだったのです。確かに一人一人教員も違いますから、一律に同じ対応というのはどうなのかと思いますけれども、ただある一定の基準みたいなものがないと、いじめられている側の保護者からすると、相談しても一向に対応してくれないというのは一番不安になるわけで、その上で、市教委で定められている対応の順番といいますか、順序といいますか、一律に決まっているものがありましたらお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室石山主幹

いじめの対応の基準という部分についてでございますが、とりわけ定められた、文書化されたものといった、こちらから出しているもの、固まったものというものはございません。ただ、それぞれの学校で、いじめの対応のマニュアルというものは当然持っております。それから、こちらとしても、さまざまな文部科学省の資料や、道教委の資料、我々がつくった資料もございます。そういう部分でこういう形でやるのが望ましいというよりは、やってくださいというような形なのですが、そのようなものとして学校に提示させていただいております。

まず、委員がおっしゃったように、いじめの対応で一番いけないのは一人で抱え込むことであります。担任がいじめを認知した場合、担任ですので、自分の学級の中だと、どうしても自分の力で解決したいというのが教員のさかというのでしょうか、そういう気持ちが働きやすいのですが、やはり昨今、いじめというのは、一人で抱え込んでなかなか簡単には解決に至らない、むしろ悪化させたり深刻化させたりしてしまう懸念がありますので、私どもでさまざまな機会に、校長にも、直接教員にも何度も話していますが、決していじめは一人で抱え込まないでください、いじめの事実を知った場合、まずは校長や教頭、管理職に相談する、連絡する、報告する、これがまず大事だということです。そして、学校で組織的な対応をしてくださいということを何度も話しているところであります。そういうことで、やはりいじめで一番大事なことは、学校として組織的に対応することだと思います。

○秋元委員

学校によってそれぞれマニュアルといいますか、対応が違う部分もあるということだったのですけれども、学校ごとに違う理由といいますか、何かそういうものはあるのでしょうか。

○（教育）指導室長

補足になりますけれども、学校の危機管理ということで教育委員会で示したものがございます。それは事故を含めて発生の場合の対応ですけれども、そのマニュアルに基づけばそれほど差は出てきません。また、各学校で、平成23年度までの間に、いじめの対応のマニュアルも整備されておりますので、私どもはそれに目を通していますが、それほど差はないと感じています。

ただ、個々の事例によっては、先ほどあったように、担任が対応してくれないといったことで、苦情が教育委員会に寄せられることがあります。そういうときにはすぐ校長に連絡して対応してもらうことになりますけれども、いずれにしても、組織的に先ほど主幹が話しましたが、人とつながっていないと、教員同士がつながっていないと、情報がやはり流れていかないということが一番問題な部分ですので、学校を管理している、教員を

管理している校長には、その辺がどうなっているのか、特に教頭が職員室のかなめになりますので、教頭は教員の電話一本の対応からも、そういうサインは察知できますので、その辺のアンテナを高くするように繰り返し指導しているところでございます。

○秋元委員

私が子供のときもそうでしたけれども、絶対にいじめを許さないのだということを言ってもらえるだけで、子供も親も、精神的にこの教員にしっかりと対応してもらえるのだという安心感がかなり生まれますし、信頼関係もそこから生まれてくると思うのです。私自身も自分の子供がいじめられた時期がありましたけれども、そのとき教員が対応してくれませんが、いじめられた本人が最終的にいじめている側に対してははっきりと嫌だということを言って、解決したということがあったのですが、そのときも私というよりは私の妻が何度も学校に行って担任と話をしたのですけれども、忙しいことが一番の理由だったかと思うのですが、なかなか対応していただけなかったこともありましたので、今、おっしゃっていただいたように、各学校で違う部分もあるかと思いますが、やはり教員が自信を持って絶対にいじめは許さないのだということを言って、発信していただけるだけで、かなりの部分のいじめはなくなると思いますし、相談できれば、ほとんどいじめを解決できるのではないかと思いますので、先ほど冷やかしかからかいが一番多い事例で挙げられておりましたが、この辺から本当に早いうちにいじめの原因を摘んでいけるような体制をぜひつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎防災について

いじめの問題は終わりました、防災について伺いたいと思います。

7 月に行われました高島町会の図上訓練、避難訓練に参加させていただきまして、ちょうど総務部長と一緒に要援護者の方の避難に同行させていただきまして、私も自分なりに課題点などを感じながら、また高島町会の方の積極的な意見交換会にも参加させていただきまして、本当に地元に住んでいる方々のふだんいろいろと考えていることを率直に感じる事ができて、非常に勉強になりました。

その上で、まず図上訓練の課題について、防災担当でどのように押さえているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

高島町会の図上訓練の課題ということで、まず地形などにつきましては、高島には川が 1 本あるということで、津波が海から遡上することも考えなければならない、また、あらかじめ選定された避難所は実際には適さないと思う。ただ、その実地訓練のときに確認するというような指摘のほか、高齢者などの避難についても議論がされておりました。避難の際に、そういう方に人目につくところに出ていてもらいたい。時間があれば声をかけ、一緒に避難し、時間がない場合はまず自分の身を守ることになるのですが、難しい問題であるということで、日ごろからどこにどのような人がいるのか、隣組の情報を共有することが大事であるので、町会でも考えなければならないとの意見が出ておりました。

○秋元委員

そこで、例えば高島地域ですと、次の段階といいますか、また避難訓練を行う際に、今の課題などがさまざま出てきたことを踏まえて、市としてどういう対応をされていくのかということは、既に話されていますか。

○（総務）小濱主幹

このほかにも、先ほど言いましたように避難所として適さないところもあるということで、町会の中でも今回試しに三つ選んだということもありますので、新たな避難場所を選定すること、あと、隣の方の情報をどういうふうにつかまえるかということを町会でも考えていくということで、また訓練をやるとき、私どもも当然入ってやっていくことになりますので、その中で一緒に考えて話していきたいと考えております。

○秋元委員

それで、今後避難をされて、これは公明党としても HUG についていろいろと提案させていただいたのですけれ

ども、避難所の運営訓練ですとか、私も先日、千歳市で行われた避難所の運営訓練の様子のお話を伺ったのですが、避難所に指定されている小学校や中学校で、例えば実際に泊まり込みで訓練をして、図上訓練のゲームをしながら防災の話をしたと伺いました。例えば学校施設で泊まり込みで避難訓練をするような場合の手続は、町会単位などで行うと思うのですけれども、そういう手続はどのようにすればいいのか、特に何か手続上の問題というのはありますか。

○（総務）小濱主幹

今、そのような避難所での泊まり込みの訓練ということでは予定はございませんが、学校の協力をいただいて体育館などを借りるというようなことで、泊まり込みの訓練も可能かと思うのですが、学校の管理としてどういうことになるのかということについて、そこまで今つかまえてはおりません。

○（教育）総務管理課長

学校を避難訓練に使う場合についてということでございますけれども、基本的には、緊急災害のときは別としまして、一般的な訓練は、いわゆる行事的な取扱いになりまして、目的外使用という形になると思いますので、教育委員会では所定の形で学校と、当然行事の調整は必要になると思いますけれども、そういったことで手続をしていただくという形になろうかと思います。

○秋元委員

それで、今回、沿岸地域の高島地域で避難訓練が行われ、また祝津や蘭島の町会でも今後避難訓練等が行われる予定だと伺っておりますけれども、この際に先ほどの高島町会の避難訓練なども踏まえて、市として何か考えていることはありますか。例えば、要援護者を避難させる上で、前回は車いすを使って避難された方がいたと思いますけれども、必ずしも自分の車いすではなかったと思うのですが、例えばそういう確認ですとか、万が一のときには貸出しなどではできないわけですから、そういう要援護者の車いすの所有の状況も含めた調査はした上で、訓練を行うようなことはありますか。

○（総務）小濱主幹

災害時要援護者については、支援者などを決めてどこに避難するかということも含めて、登録の申請をしていたいております。そういう情報も入っているのですが、特に車いすが必要だとか、持っているとかという情報は入っておりません。ただ、今後訓練の中では、私どもでも、災害時要援護者につきましては、その参加を打診して、いろいろな避難の方法も確認しておりますので、それについて町会の方と共有して、その方についてはどういう形の避難がいいのかということを考えてまいりたいと思っております。

○秋元委員

そこで、高島町会の方からは、要援護者の避難訓練は非常に難しいという話が出ていまして、要望として、そういう援護される方には玄関に出てほしい、目のつく場所にいてほしいというような話があったのですが、それは、そういう情報が町会にないということが一番の問題点であるとおっしゃっていた方がいるのです。この災害時要援護者の提案というか、話をさせていただいたときに、たしか阪神・淡路大震災以後、こういう要援護者の情報は個人情報にかかわらず開示できるという話がありましたけれども、災害が起きる前に、今回のような要望があったときに、町会に要援護者の情報を事前に開示することは考えられますか。

○（総務）小濱主幹

要援護者の情報開示についてですが、登録の申請のときに安否確認や避難支援のために、必要に応じて市の関係部局や町会、警察、避難支援者に提供・活用されることに同意いただいた上で、登録の申込みをしていただいているということがあります。その情報の管理という問題もありますので、今後、町会等で情報管理の方法なども含めて、情報共有について検討していくこととしております。

○秋元委員

そこで、これは前から言っていたのですけれども、自分が支援する要援護者の情報が支援員に正しく伝わっているのかどうかということで、私も以前に申し上げたとおり、2 人の方の支援員になっていますが、私が支援する方はすぐ隣に住んでいる方で、二人とも元気な方で歩ける方なので、一緒に避難することは可能だと思うのです。ただ、日常、この人は例えば車いすでなければ避難できないとか、歩行に難があるというのは申しわけないのですけれども、なかなか一人で歩けないですとか、持病があるですとか、そういう自分が支援をしなければならない方の情報は支援員には伝わっているのですか。

○（総務）小濱主幹

支援をしていただく方につきましては、そういう支援する方になるということで御了解の上、近所の方や親族などになっていただいているところが現状でございます。このことから、平常時においては、市から特に状況について伝えていることはありません。なお、本人の状況につきまして変更があった場合などは、地区の民生委員から市に連絡をいただいております。

○秋元委員

支援員に正確な情報といいますか、一年ごとに状況は変わっていくと思いますので、支援員にどうやってその状況を知らせるかということは課題だと思いますけれども、この辺もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、総務部長と一緒に 3 人で車いすを押して要援護者を避難させているときに非常に感じたのは、普通の車いすでは、避難するのはきっと非常に厳しいだろうということを感じました。まず、タイヤが道路のでこぼこにとられまして、なかなか思うように前に進めない、乗っている方が非常に不安がられている様子を見て、何か対策、対応などはないのかということで自分なりにいろいろと調べましたら、今、簡単に車いすの前輪を空気の入ったタイヤに取り替えられる仕組みがありまして、比較的安いものなのですが、市で用意するのはなかなか難しいでしょうが、事前に車いすを利用されている方に、こういうものもあるというお知らせはぜひやっていただきたいと思いますのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

前輪に空気が入る車いすについては、私も承知していなかったのですが、そういう避難の際に有益な情報については、今後も避難訓練の際などに情報提供していきたいと考えております。

○秋元委員

それで、要援護者の中には、例えば要介護者もいらっしゃると思うのですけれども、当委員会の所管とは違いますが、例えば要介護認定を受けている方には、小樽市で車いすの貸与などもされているようでも、状況をお知らせいただきたいということだったのですが、貸与できる台数はどのぐらいあるのですか。

○（総務）小濱主幹

介護サービスの車いすの貸出し制度ですが、確認したところ、要介護 2 以上の方が対象となっているということで、その貸出しについては業者が貸し出すことになっているものですから、台数は不明ということになっております。市では、市民への貸出しということで別途に行っておりまして、福祉部所管の車いすが 13 台あると聞いております。

○秋元委員

次に、先日の予算特別委員会で、質問された委員もいましたけれども、広報車の音が聞こえなかったと、この対応で沿岸部にスピーカーの設置をというお話もありましたが、高島の避難訓練に来ていた蘭島の方が、蘭島でも同じような状況で、ただスピーカーをつけてもらっても、高齢者が多いということと、時期によっては窓を閉め切っていて全く聞こえないということで、防災無線を配置してほしいということが言われていました。防災無線となると非常に高額になると思いますから、財政的にも非常に厳しいと思うのですが、現在、防災ラジオがありますよね。

防災ラジオは現在ピンからキリまであるようですけれども、自動で電源が入る、ふだん使っていなくてもコンセン
トに差し込むだけで、例えば J－A L E R Tを受信したときに自動でスイッチが入るようなものもあるようですが、
このような調査はされていますか。

○（総務）小濱主幹

特に防災ラジオについてですが、先ほどおっしゃったように、J－A L E R Tを受信して自動で流れるようなシ
ステム自体が、今、小樽市では整備できていないものですから、防災ラジオについては検討しておりませんでした。

○秋元委員

将来的には、ぜひ防災ラジオの導入も考えてみたほうがいいと思うのです。例えば新潟県の自治体では、3年計
画での配備、無償でなくても一部本人負担の買取りのような制度、貸与を行っているところもありますので、J－
A L E R Tの一斉配信というシステムの部分も含めて、防災ラジオの将来的な導入も、スピーカーよりは一軒一軒
に希望される家にあつたほうが非常に効果的なのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それで、防災に関連して、小樽市でFMおたると協定を結んで、災害時に放送できるような仕組みがありますけ
れども、FMおたるのような放送局もJ－A L E R Tを送信することができるようですが、例えばその際には総務
省への届出等が必要になると思いますけれども、FMおたるはこういうシステムといいますか届出といいますか、
こういうものは受けているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

J－A L E R Tについては、FMおたるでは送信できるシステムは備えていないです。

○秋元委員

費用的な部分もあるでしょうから、一概にどうだというのは言えないですけれども、例えば市でJ－A L E R T
の配信のシステムができないのであれば、コミュニティ放送局でJ－A L E R Tを受け取って、そのまま送信する
ことも届出によってできるようですから、その状況も含めて調べていただいて、もし状況によってすぐにできるよ
うなものであれば、ぜひFMおたるにも相談していただいて、検討していただきたいと思います。

最後に、私も防災についてはいろいろと提案させていただいておりますけれども、取り組まなければならないこ
とがたくさんあって、何をいつまでにというのはいろいろと考えているところだと思うのですが、考えている防災
に関しての今後の優先順位や、何をいつまでにというような計画が現在ありましたらお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

委員がおっしゃるとおり、一言で防災対策と申しましては本当にいろいろ多岐にわたっておりまして、私どもも
できるものから着実に取り組んでいきたいと考えております。現在、市では、津波による人的被害の軽減の取組が
重要課題と考えておりまして、御承知のように町会等を単位とする避難計画の作成や避難訓練に取り組んでいると
ころであります。本市の地域防災計画にも、津波避難計画につきまして追加してまいりたいと考えておりますし、
先ほど話がありました災害時要援護者の支援について、市の全体計画についても今年度中に策定してまいりたいと
考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）について

まず、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）ということで先ほども報告がありましたけれども、従来
は関係自治体というのは、泊村、共和町、神恵内村、岩内町の4町村ということになっておりました。福島第一原
発事故を踏まえまして、当面恐らく協定の範囲を30キロメートルとする方向が現在示されておりますけれども、先

般の私どもの代表質問や一般質問で、小樽市の原子力防災計画などについての考え方が示されました。市長の御答弁によりますと、仮に30キロメートルとされた場合でも、被災者の受入れなどを想定した場合、小樽市独自の原子力防災計画が必要との認識を示したと私は理解しているのですが、そのとおりでよろしいですか。

○総務部参事

そのとおりでございます。

○林下委員

そうした場合、いわゆる30キロメートル圏外の協定といいますか、項目でどのようなものが追加されるかということは想定されていますか。

○総務部参事

失礼ですが、協定でなくて計画ですね。計画は、私どもで今考えられる範囲の中で、当然広域避難というのはU P Z 圏外に圏内の人たちが避難する、これは今の時点でも基本的な原則なものですから、その方々を、小樽市は今の目安の中では30キロメートル圏外となっていますので、それで結局それらの人の受入れについて、当然圏内の町村との調整も含めて、どこに受け入れるのか、基本的には今の段階では、そういった方々が来た場合には、民間の施設を避難所として指定したいというのが道の考えです。ただ、公的な避難所は、小樽市民がもし何かあれば避難するような場所になっておりますので、そういったことで民間の施設ということになっています。

それで、民間の施設となると、当然避難してくる、例えば岩内町からこちらに来る場合、岩内町とその民間施設の協定という話も今後出てくると思います。ただ、一番新しい話といたしまして、道で、市町村間の境界を越えての避難になると、それについては避難計画の策定が今後当然出てくると思うのですが、そういった場合には道で調整を図るという話があります。それで、まだ私どものほうで、今具体的な話は民間の施設を使うということぐらいで、それ以外についてはこれからになると思います。

○林下委員

今日たまたま道の考え方が示されたということで新聞にも載りましたから、私も非常に関心を持って見ていたのですが、先般、私も原子力安全・保安院に行ったときに、近々放射性物質の拡散シミュレーションを公開するということで、これが公開されればある程度、例えば季節によって季節風に乗ったらどういう状況になるのかなど、いろいろなことがわかってくると思うのですが、実際、先ほどの質問でも、立入調査の問題など、いろいろと懸念される部分もあるのですが、例えば倶知安町は、最低限でも現在の関係4町村との安全協定のようなものでなければだめだという考え方を示されておりますし、特に今までの議論経過を考えますと、小樽市は後志の中心という立場で、いろいろなことをまとめてきた経緯もありますから、やはりそこを何とか踏み外さない範囲で、拡散シミュレーションが出された段階で、そういった従来の4町村の安全協定を下回ることがないようなものにしたいのです。そういう動きを小樽市としても具体的に反映したものに考えていくのかどうかというところが聞きたいのですが、いかがですか。

○総務部参事

まず、安全確認協定（案）の中身についてもう一度説明いたしますけれども、今回示された安全確認協定（案）は、U P Z の今の30キロメートルの目安も、それから圏外も含めて、一体として道と16市町村と北電で結びたいという考えの下で進められているものです。それで、4町村を下回らないようにというお話なのですが、当然これから私どもは安全協定と、今示された安全確認協定（案）について比較・検討しながら、それぞれの情報を1条ずつ、もともとの安全協定を私どもはよく存じていない部分も結構あるものですから、それらも含めて今、全部点検いたしまして精査した上で、そういったものを含めて判断してまいりたいと考えております。

○林下委員

たまたまU P Z の範囲に入るか入らないかによって、実は防災対策費などいろいろな面で大きな差が生じると。

かねてから私も何回か主張してきましたけれども、例えば泊原発で何か事故が起きた場合、住民の避難をさせるといっても、例えば倶知安町などでバスを何台手配できるのかと想定した場合、ほぼ不可能です。現実には、ほんの一部の住民を避難させるしか方法がない。道は最近船を使うとかいろいろなことを想定して言っていますけれども、私は、UPZの圏外になったときに、どれほど国がきちんとした対策費を出してくれるのかということが非常に大きな課題になると思っていますのです。例えば昨年、当委員会で視察した新潟市の話なのですが、新潟市から福島第一原発事故の現場に消防隊が出動する、あるいは救急車も行きました。ところが、行った車が被曝して、帰ることができなかったという話もあります。それほど過酷な条件を想定しておく必要があるかどうかはわかりませんが、対策にはそれほど膨大な費用がかかるということをそのときに伺ったものですから、そういうことでぜひ国にもしっかりと働きかけをしていただければと思っていますのですが、その点についてはいかがですか。

○総務部参事

今の委員のお話なのですが、当然UPZ圏内であれば、そういったいろいろな防災対策の資機材の経費というのは見てもらえるのですが、国や道へのいろいろな働きかけなのですが、昨年来、市長が後志管内の町村と一緒にしまして、そういったものを含めて国や道へ一応要請しているところでございます。

○林下委員

◎コンプライアンスについて

それでは質問を変えまして、コンプライアンス委員会について質問したいと思います。

残念ながら、このコンプライアンス委員会を立ち上げる経過の中では、政治資金規正法違反事件などいろいろな経過がありまして、私どもも大いに反省して、再びこういう事件を起こさないという反省に立って、こういう取組について注目してまいりました。残念ながら、このコンプライアンス委員会が立ち上がった以降も不祥事や事故が発生して、今回も議会で取り上げられるという状況がありましたけれども、こういった不祥事、事故などについて、その後、コンプライアンス推進室の取組としてはどのような取組をしてきているのかという点について御答弁をお願いします。

○（総務）コンプライアンス推進室長

このような最近起きている事案につきましては、原因としましては、日ごろの業務における責任感の欠如、あるいは上司のチェックの甘さ、それから法令等を守る意識の希薄さに難があるというふうに考えておりますけれども、これだけではないと思いますが、主なものとしてはこういったものがあるかと考えてございます。

また、そういった中で、我々としてこういったものをいかに未然に防止するといえますか、できるだけこういったことが起こることを少なくするように対策をとるということでいいますと、現在行っておりますのは、セルフチェックシートというものを全庁的に配付いたしまして、これは毎回同じものを使っていますと当然飽きられてしまいますので、一定の期間ごとに、今考えておりますのは、いわゆる年度替わりの異動時期ということで、どうしてもばたつきがちな4月の時点、それから夏休みに入ります7月の時点、それからいわゆる年末年始の忘年会や新年会があって、飲酒運転、酒気帯び運転が懸念されます12月の時点、こういった時点に一定のチェックシートの更新をいたしまして、そういった内容で職員に改めて自己チェックをしていただくということを、まず推進室で考えておりますし、また職員課では、これは今までもやっておりますが、副市長名で庁達を出しておりますけれども、この庁達の内容も相当程度従前よりは中身を濃くといえますか、わかりやすく、そしてボリューム的にも相当増加いたしまして、職員に対してもそういった啓発もしておりますので、そういったことで100パーセントこういった事案を防げるかといえますと、なかなか難しい面もありますが、根本的には職員の意識改革が大事だと私どもも思っておりますので、何もしないでいると、こういったことが起きたりしますので、そうならないように、今申し上げたようなことを我々からも職員に働きかけて、そして、これはいろいろな機会を見つけて、そういった働きかけをして、その上で職員の意識改革を少しでも図っていきたいと思っております。

○林下委員

私はこれまでの経験から、事故や不祥事に至った原因の究明というのは非常に大切だと。私も今までの経験からいけば、事故に学ぶということをしつこく言われてきた経緯があります。学ぶという気持ちがなければ、同じ事故を繰り返すから、そういう繰り返す危険が高くなるから、事故に学ぶということを現職時代はすごく言われてきました。そういった部分では、先ほどもお話がありましたけれども、担当部署ごとに仕事の内容が全然違いますから、非常に精通した人がこれをやったか、これをやったかという、そういうチェック体制というのが非常に大事なのだらうと思いますし、場合によっては、個人のプライバシーにかかわる、例えばこの人は飲酒習慣があるから、年末などの時期には注意しなさいといったプライベートに立ち入った話もやはりしていく必要があるのではないかと。私はそういう事故に学ぶということが少し気になっている点なのです。

こういう立派な冊子をつくっても、どうしても、先ほどみんな周知したかという話もありましたけれども、お互いに事故に学んで再発を防ぐという姿勢が非常に大事だと思うのですが、その点について何か対策は考えておられますか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今回配付させていただきましたコンプライアンスハンドブックにつきましては、昨年の事件に基づいてできました小樽市職員倫理条例の内容を中心にして、事例などを交えてつくったものでございます。

今、委員がおっしゃっています事故に学ぶということにつきまして申し上げますと、平成22年7月に、以前の懈怠事件などがございまして、「業務事故防止の指針」が出ておりまして、この中で本当に事故に学んで、どういったことに気をつけたら事故の再発が防げるかという、そういったヒント集といえますか、そういったことがたくさん書かれておりまして、今まさにいろいろな事案が出ておりますけれども、そういったものにつきまして、この業務事故防止の指針に基づいてきちんと対応していれば、こういったものは防げただろうと思っておりますので、これにつきましては当然配ったときにも周知徹底を図っておりますが、少し年数もたっておりますので、改めて職員の皆さんに浸透するようというところで話をしておりまして、こういったものを活用して、事故から学んで、また事故を起こさないようにということで対応してまいりたいと思っております。

○林下委員

◎小・中学校の耐震化について

次に、小・中学校の非構造部材の点検状況についてということで、千葉議員の代表質問でも取り上げられておりますけれども、9月4日に文部科学省から調査結果が公表されたと新聞で報道されております。これによりますと、北海道では37.9パーセントと。全国的に、非構造部材については点検というか対策があまり進んでいないことが、全国的なデータを見ても明らかにはなったのですけれども、北海道では37.9パーセントということで、小樽市の対策率はどういう数字になっていますか。

○（教育）総務管理課長

全道を含めて全国的にも対策率が低いということなのですが、これは背景がございまして、もともと構造部材の耐震化を最初に進めていた中で、例えば東日本大震災の中でも、構造部材以外、テレビでも放映されていたと思いますが、天井材が落ちてきて危険な状況がありました。そういったことがありまして、非構造部材の耐震化率といったものにも文部科学省として力を入れたのだと。というのは、平成22年3月にこういったマニュアルをつくりまして、着手し始めたということも背景にあらうかと思います。

それで、本市の取組状況なのですけれども、昨年度、点検部材の調査を開始しようとしたのですが、どういう方法でやっていくかといったことについて、なかなか調整がつきませんので実施していない、これが現状でございます。

○林下委員

実施していないということですから、ぜひ早く対策をしていただきたいと思うのですが、今おっしゃったように、耐震対策を優先するあまり、非構造部材にはなかなか手が回っていないという実態だとは思いますが、現在、例えば学校施設の耐震化工事を行った場合、今定例会の議案にもありますけれども、非構造部材の耐震化ガイドブックと記事にありますが、これは国の基準に従って全部実施されているのですか。

○（教育）総務管理課長

耐震化工事若しくは大規模改修を進める際には、非構造部材につきましても、それがきちんと地震に耐えるかどうかといったことをチェックいたしまして、耐えきれないと判断した場合、例えば外壁が浮いているといったことがありましたら、それは取り除いて補修するという形で、適合するような形で工事を実施しております。

○林下委員

私も非構造部材というのは、新聞に載るまであまりよく内容がわからなかったのですが、例えばテレビ、大型ブラウン管テレビが学校にはまだかなりの台数がついているという話もありますが、そういう対策についても、現状では、この間のお話では目視で点検しているから、一応は大丈夫だという御答弁だったと思うのですが、これはどなたが目視をして検査をしたということなのでしょう。

○（教育）総務管理課長

正確に申し上げますと、これから点検するということになりますけれども、例えば今おっしゃったテレビや、照明、サッシといったものの状況につきましては、第一義的には教員に、日常見ているということです。まずはチェックしていただこうと考えています。その中で、例えばテレビについても、振動、地震があったときにテレビ台から落ちないようにする防止策、バンドがされているかといったことも含めてチェックしていただくということで考えております。

○林下委員

検査はこれからということなのですが、目視検査も安易に教員が見て大丈夫だという感じではなくて、できれば、小樽市にも建設部には一級建築士の技術を持った人がたくさんいますから、そういう専門的に担当できる人に点検してもらおうとか、専門の会社に調査を依頼するとか、そういう形できちんとした検査をしていただきたいと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、これまでも教室や体育館のアスベストの問題について何回か質問しておりますけれども、これも囲い込みをやって、安全性は十分確保されているということで御答弁をいただいております。新聞によりますと、東日本大震災では1,636の小・中学校で天井が崩落し、体育館や教室の天井の部材、照明カバーなどが落下して、生徒がけがをした学校もあったと報道されています。

そういったことを考えますと、囲い込みが絶対安全だと言いきれる状況でもなく、この規模の地震がそうたびたび起こるとは考えにくいとはいえ、非常に心配されるところなのだと思いますけれども、その点についての判断はどのようにされておりますか。

○（教育）総務管理課長

前段の説明で説明不足があったのですが、まずは教員にお願いしますけれども、例えば不明な点といったことがありましたら、当然私どもも技術者がおりますので、そういった者に再度チェックさせるということで進めております。

それで、アスベストでございますけれども、まだ11校にアスベストが残っているという現状でございますが、今、委員がおっしゃった囲い込み、このやり方といいますか、この対処法は、国で一つのやり方として提示して、安全基準というか、これで大丈夫ですということで提示された一つの方法でございますので、あと、それについては年に4回ほど、その囲い込みの箇所について異常がないかどうかチェックしておりますので、現状ではこれが一つの

対応策ではないかと考えてございます。

○林下委員

対策といっても相当な金額がかかるわけで、この間の質問の御答弁でもやはり優先順位等いろいろあって、簡単にはいかないということは十分理解しております。しかし、こういうふうに全国的な動向などを報道されますと、保護者もうちの学校は大丈夫かという心配をもちろんされると思うので、その点について、学校の安心ということをきちんとアピールできるような対策をぜひ早くとっていただくようお願いをします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎計画停電について

計画停電について、1 点だけ伺います。

今夏、計画停電に関しましては、前回の当委員会でも話させてもらったのですが、当委員会所管の部分に限らず全体で対応していただきまして、本当に経験を踏んだのかなと思うのですが、一方で冬のほうが危ないという話が今出てきている中で、当然、夏と冬で違うところという、暖房器具の使用だと思うのです。

それで、いろいろな事例を見たり調べたりしたのですが、東京消防庁で東日本大震災直後の 3 月なのですが、計画停電時にこの暖房器具の取扱い等で一酸化炭素中毒になって亡くなられた方がいました。これは室内で暖房がつかないから発電機を使って、それで一酸化炭素中毒で亡くなってしまったと。また、別の方は家の中でしちりんを使って、それで中毒で運ばれてしまったと。そういったわけで、特に北海道は暖房器具がないと生活するのが非常に大変なわけですから、この計画停電時における冬季の暖房器具の使用に関して、どういった注意喚起を行っていくかということを、当委員会所管の部分なので消防本部に伺います。

○（消防）予防課長

計画停電についての質問でございますが、北海道においては、暖房機器の稼働などにより冬期間の電力需給が逼迫する可能性が指摘されており、計画停電に伴い、室内でしちりんや発電機を使用する家庭や事業所も少なからずあるものと考えております。気密性のある建物内においてこれらを使用した場合、委員の御指摘のとおり、適切な換気が行われないと、一酸化炭素中毒などにより最悪、死亡することも予想されます。各種機器にはそれぞれ注意事項があり、使用に当たっては注意書きをよく読んで使用することが必要であります。消防本部としましては、閉め切った室内でしちりんや発電機を使った場合の危険性について、本年 7 月から、ホームページや広報誌などにより周知を図っているところであります。冬期間の計画停電に関する北電との協議等を踏まえ、広報、リーフレットの町会回覧を実施する予定となっております。今後は暖房機器を使用する時期に向かいますが、冬期間特有の注意事項も含めて、あらゆる機会をとらえて周知を図ってまいりたいと考えております。

○成田委員

そもそも計画停電が行われるのかどうかという話もありますけれども、ぜひ夏に加えて、この暖房器具を使用するという点について、市民に広報等を利用した周知を、また再度お願いしたいと思っています。

◎防災訓練について

2 点目に、防災の訓練について伺います。

先ほど秋元委員からも御質問がありましたが、高島で 7 月に行われた防災訓練について伺います。

今回、私は図上訓練だけ参加させてもらったのですが、その中で、班ごとに分かれて市民がいろいろと議論をなさっていたというのが非常に印象的だったのですが、かなり市民に主体性を持たせて行っていたなと思います。何が言いたいかというと、たぶん行政側が仕切れば、もっと早くこの訓練は終わったはずだとは思ったのです。しか

し、あえてそうせずに、かなり長い時間お話をさせていたという印象が強いのです。そういった部分の目的というか、どのような趣旨で、こういう形で訓練をしたのかというところを御説明いただけますか。

○（総務）小濱主幹

高島の訓練で住民主体だったのではないかということですが、私どももこういう訓練の場合に、地域の実情を知っている町会など、地域の方が主体となって訓練を行うことによって、実効性の高い訓練となるほか、訓練の準備や実施を通しまして、津波の正しい知識や地域の危険性を再認識して、地域の方々の防災意識の高揚が図られると考えているところから、町会の方が主体となって訓練をやっていただきたいと考えたところです。ただ、町会によりましては訓練のノウハウなどにも違いがございますので、私どもも町会の方と相談しながら、支援を行っていくこととしているところであります。

○成田委員

時間はかかっても、私は逆にこれで非常によかったと思うのです。当初の予定だと、たぶん8時ぐらいに終了予定だったと思うのですが、住民の皆さんの議論がかなり白熱したというか、いろいろあって終わったのが8時40分過ぎぐらいでした。かなりオーバーしていた印象があるのですが、そのかわり横で聞いて見ていると、住民からここは通れないとか、ここは危ないとか、そういったところが住民の皆さんの話の中で出ていたと思うので、こういった住民主体でやるほうが、たとえ時間がかかっても、こちらから指導しなくても、皆さんの頭の中には一番焼きつくかと思うので、この訓練に関しては、私としては前から要望していたこともございましたし、それこそ前主幹のときからいろいろとお願いしていたのですが、要望どおりの訓練になったし、非常に効果的だったのではないかと考えています。

そこで、先ほど秋元委員の御質問にもございまして、どういう問題点があったかというところなのですが、私としては、やはりこれも冬季の問題というのがどうしても出てくると思うのです。今回、避難場所として適さない場所があった、若しくは冬季だとこの通路は少し厳しい、そういった問題点が出たことが非常に良かった、逆に今後の改善につながったと思うのですが、特に冬季の部分も含めまして、どのような形で冬季の問題を解決されていくのか、若しくは、こういった冬季の一番状況の悪いときに訓練することも一つの方法かとは思っているのですが、そのようなことに関して、お考えというか方針があればお聞かせ願えますか。

○（総務）小濱主幹

今回出ました避難場所に適さないなどという場合につきましては、避難場所の代替地の選定などを町会で検討することになっておりまして、次の訓練のときにその辺の検証もするというふうに考えております。私どももその中で町会の方と話し合ったいと考えております。

冬季の訓練なのですが、今おっしゃったように道路の状況も変わってきますので、私どもとしても必要というふうには思っているのですが、天候の状況が厳しいものですから、町会の方がどこまでやっていただけるのか、今後、町会の方と冬季の訓練についても相談を進めたいと考えております。

○成田委員

最悪の状況のときに訓練することが一番効果があることだと思うので、この間の夏にやってまたすぐに冬にやってという話には簡単にならなくて、たぶんいろいろな地域でやっていくことになると思うのですけれども、ぜひその中で御検討いただければと思います。

最後に、ハード整備の面等、いろいろと防災、津波対策の話というのは出てくるのですけれども、機械を買ったり、何か整備したりするのはどうしてもお金がかかってしまいます。そのような中で、小樽に関しては、費用対効果が一番高いのは訓練だと思うのです。最小の金額で最大の効果が得られるのではないかと。こういった部分の訓練を、今、震災後ですから、こういう形で訓練という部分が重視されているとは思っているのですけれども、今後も継続してこの訓練にかかわる部分の予算、若しくは政策として行っていくというところを強く要望したいと思うのです。

が、それについてお考えをいただけますか。

○（総務）小濱主幹

訓練については、町会等の主催としてやっておりますが、市としても図上訓練を行うなどの支援を行っております。それほどお金のかからないようにということではやっているのですが、事務用品など、そういうものにもかかってきますので、来年度以降も訓練、支援に必要なものや体制について検討してまいりたいと考えております。

○成田委員

ぜひその部分は継続してお願いしたいと思っています。

◎北海道新幹線について

最後に、北海道新幹線について伺います。

私たち新小樽で、新幹線の駅の視察ということで、熊本県八代市というところに行ってきました。熊本市から少し南に下がったところで、ちょうど九州新幹線の間、真ん中ぐらいなのですけれども、人口が13万二、三千人ぐらいです。港があって、山があって、ほとんど小樽と同じ状況なのです。駅は八代駅ではなくて新八代駅という、バスで20分ぐらい離れた場所にある駅ということで、非常に参考になると思って行ってまいりました。

それで、たぶん皆さんの期待にそぐわないような形で、駅の周辺は田んぼと畑しかありませんでした。もう何もない状態で、見渡す限り、その近隣に目視で信号が見えなかったです。そのような状況で、果たして駅をどこにつくるのがいいのかという話が出てくると思うのですが、これはパンフレットですけれども、皆さん見えますか。駅の下が全部黄色になっています。これは菜の花畑です。駅の周りに畑しかないというのを表しています。結局、この駅の場所というのは相当大事な話になってくると思うのです。

そのような中で、最初に伺いたいのが、今のところ、北海道新幹線の中で新小樽駅は天神に建てるという話になっていますけれども、実際に着工してからというところで、設置場所について、改めて国や道、若しくはJRや鉄道・運輸機構から、新小樽駅は天神につくりますとか、そういったようなことに絡む話というのは何かされているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

一度認可になった後に、鉄道・運輸機構がこちらのほうに來られまして、これからの地元説明会ですとか、そういったことの内容について話をされております。また、駅位置についても一応天神ということで聞いておりまして、今後に向けて整備していくというような話は聞いております。

○成田委員

ちなみに参考までに、天神という場所が決められた理由というのは、特にそこしか上に出るところがないからということなののでしょうか。それとも、小樽により近いところということで天神になったとか、そういったような経過というのは特にないのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

駅位置の決定につきましては、機構から、新幹線の高速走行に対応できるように、カーブや勾配、地形・地質、そういったものを総合的に判断してルートを決めた。その上で、小樽市内には歴史的建造物ですとかいろいろなものがありますので、それによって分断されないようにということで、駅位置については考えられた。ただ、現駅に近いほうがいいという考え方が当初あって、もともとは現駅につくりたいという希望もあったようなのですけれども、かなり海に近いし、カーブもかなりきつくなるということもございまして、山のほうにルートは移っていったというか、そこにルートができたわけなのですが、その中で、「明かり区間」で出てきたのが天神と、それから朝里川温泉ということでございまして、より現駅に近いところということで鉄道・運輸機構が判断したということを知っています。

○成田委員

ここで、八代を見て何を学んできたかという、実はこの新八代駅は、着工する本当に 2 年前ぐらいに、いったん新八代に建てると言ったものが現八代駅に建てるとなっていて、また 1 年ぐらいで新八代に戻る、いわゆる機構と国の方針で駅の場所がかなり変わってしまったという、この八代市にとっては揺さぶられたという、振り回された形になったのです。正直な話、天神という話が国から出ていますけれども、実際のところ、着工直前までどうなるかわからない、朝里川温泉で可能なのだったら、いきなり朝里川温泉と言われる可能性もなきにしもあらずだということを、八代市の方がおっしゃっていました。直前までどうなるかわからない、振り回されるというところを氣をつけてくださいという話だったのです。

それで、私としては、個人的には朝里川温泉に建てたほうが良いという考えがあるのですが、皆さんにもいろいろ考えてもらいたいのですが、果たして天神は朝里川温泉と比べて近いのですか。距離は近いです。直線距離は天神のほうが間違いなく近いのです。ただ、時間距離はどうかという、朝里川温泉は、高速を使えば意外に早く行けるのです。運河から、高速道路に乗って、朝里インターでおりて、上へ上がっていけば、信号も少ないですし、駅まで非常に早く行ける。天神と変わらないぐらいの時間で行けます。

もう一点考えなければならないのは、高速道路は将来的に無料化になるという話が出ていますよね。道路公団が 2005 年に民営化になったときに、45 年後までに一応それで全部償還して、その後は無料になるという話が出ていたはずなのですが、何が言いたいかというと、駅ができて新幹線が通った 10 年後ぐらいに高速道路も全部無料になるかもしれません。そういったことも考えれば、果たして天神に建てるということだけが考えられる方法かという、私は将来的に朝里川温泉に建てるという判断が下されてもおかしくないと思うわけなのです。

さらに何が言いたいかというと、当然、朝里川温泉に駅が設置できれば、それこそ高速道路のインターチェンジのフル規格の話も、ではやりましょうかという話になるかもしれないですし、あとは北海道に来る人は、観光旅行の方は皆さんレンタカーを使うのです。特に観光旅行の方は、空港においたら空港からレンタカーですけれども、では今度新幹線に乗ってきて、札幌駅でおりて、わざわざまちなかでレンタカーを借りるかという、それだったら新小樽駅でおりて、インターチェンジに近いところからすぐ乗って、観光へ行ったほうが良い。そういうような形で新たな小樽の観光誘致もできなくはないはずなのです。

何が言いたいかというと、天神だけに計画というのを固執するのではなくて、少なくとも可能性がある限り、朝里川温泉も含めて、複数の北海道新幹線の駅にかかわるプランを考えていく必要があるのではないかと、このことを言いたいのですけれども、それについてどのようにお考えでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、八代市の関係なのですけれども、八代駅の場合、いろいろ事情を聞いてみました。八代市の場合は八代駅がありまして、それが在来線の駅なのですが、そこにもともとつくる予定であったと。スーパー特急が認可になりまして、スーパー特急というのは在来線を走れる、軌間が、レールとレールの間が 1,067 ミリということで、在来線の幅と一緒なのです。在来線を走れるのですけれども、遮断機などいろいろありますので当然遅くなる。カーブや勾配も在来線の形状と一緒なので、最高で時速 200 キロぐらいしか出せないのです。

そういったこともあって、普通はどこでもフル規格の整備、一般に言う新幹線を希望することになるのですけれども、まずスーパー特急からフル規格の新幹線に変わったということが、その駅位置が変わる要因の一つでして、それともう一つあったのが、もともと八代駅というのは鹿児島までの起点だったのです。それが博多のほうまで今度延びることになりまして、起点駅ではなくなりました。つまり北のほうも考えなくてはならなくなりました。そのときに八代駅の横に日本製紙の工場がありまして、それがつなげるのに当たって非常に邪魔になったということもあって、またそこでも変わりました。いろいろな事情があって二転三転、実際には決まってから二転したらしいのですけれども、そういった事情があって変わりましたということでした。ですから、これは市が全部要望してと

かということではなくて、全部国や機構の事情で変わっていったということでもあります。

小樽市の場合には、国や機構が天神ということで既に今回の工事実施計画の中で認可されて、天神ということがうたわれているものですから、よほどのことがないと国や機構が変えるということにはまずならないのです。例えば何か不測の事態が起きて天神がどうにかなってしまうというような、駅が建てられないようなことが起きない限り、その位置というのは、国や機構ではほかのところに移すということにはまずないと思います。

あとは市が、天神ではなくてどこかほかのところと言った場合については、今度は原因者が市ということになりますので、増えた事業費については、市が全額負担ということになってしまいます。

そういうこともございまして、とりあえず今は 6 月に天神で工事実施計画が認可されたということとございまして、まずはそこに向けて基本計画策定ということに取り組んでまいりたいと考えています。

○成田委員

きっと国から支援を示されれば、当然それに沿ってということだと思えるのですが、今おっしゃっていただいたように、さまざまな事情から八代は駅の場所が二転三転してしまいました。しかも直前になってということがあって、いわゆる何が起きるかわからないというところもありますので、その可能性だけは全く排除せずに考えてほしいということと、こちらから提案しなければ何もお金がかからないということですよ。そうしたら、こちらで勝手に妄想して考える分にはお金がかからないわけですから、そこは少しいろいろな方法、駅の設置というところの対応を複数考えていただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 58 分

再開 午後 5 時 25 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○秋元委員

陳情第 315 号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方について、不採択を主張し、討論をいたします。

これまでも議会の中で我が党の考え方を述べてまいりました。泊原発の再稼働については、福島第一原発事故の原因の究明はもとより、原子力規制庁が専門家の下で新たな安全基準をつくり、その基準がすべてクリアされ、地元理解を得て初めて再稼働を認めるという立場であることから、陳情第 315 号は、再稼働は認めないとのことですので、不採択といたします。詳しくは本会議で述べたいと思います。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 28 号は可決、陳情第 315 号は採択、継続審査中の陳情はいずれも採択を主張して討論を行います。

詳しくは本会議で述べますが、最初に議案第 28 号小樽市非核港湾条例案についてです。核兵器を積んでいないと証明できない外国船を断る本条例が制定されれば、世界に広がっている核廃絶の世論を後押しすることになります。日本に核兵器を持ち込ませないためには、一つは日米核密約の廃棄、もう一つの方法が神戸方式と呼ばれる寄港する船に非核証明書を出させる方法です。この二つの方法の中で、一つの地方自治体が行えることが非核港

湾条例の制定です。核兵器廃絶平和都市宣言から30年になります。この宣言を下地として、本条例の制定に向け、皆様の賛同をお願いするものです。

陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方についてです。陳情文にあるように、福島第一原発事故から1年半が経過しましたが、いまだに事故が収束する見通しは立っていません。政府のパブリックコメントでも、8割が直ちに原発ゼロを選択しています。政府は2030年代までに原発ゼロの方針を決定しましたがけれども、2039年までは原発を続けるということであり、国民の声とかけ離れており、あまりにも遅すぎます。泊原発を動かさない。このことをしっかり決断することが、道民の暮らしと命を守る最大の保障です。この夏も福島県からの被災者が北海道を訪れました。彼らの笑顔は、原発、放射能におびえないでいいことから生まれてきます。彼らが経験した悲しみを二度と人類が経験しないためにも、泊原発を再稼働させるわけにはいきません。

原発の安全対策が叫ばれています。しかし、最大の安全は原発が動かないことです。陳情の願意は妥当であり、採択を主張します。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてです。今なお新・市民プールの早期建設を求め、署名が寄せられています。この市民の切実な声にこたえていくことが行政の役割です。

また、陳情第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」の建設方等についてですけれども、教育委員会がいまだに建設地を表明しない中、早期建設を求め、建設候補地を提案してきました。しかも、建設方法はいくらでも検討できるのに、敷地面積が狭いことを理由に、教育委員会は妥当でないとしています。あまりにも市民の声をないがしろにしていると言わざるを得ません。

願意は妥当、いずれも採択を主張し、討論といたします。

○林下委員

民主党・市民連合を代表して、陳情第315号は継続審査を主張して討論をいたします。

この陳情は慎重に取り扱う必要があると考え、継続審査を主張します。なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

○成田委員

一新小樽を代表しまして、陳情第315号に関して継続審査を主張する討論をさせていただきます。

陳情第315号に関しましては、泊原発の再稼働についての陳情ですが、これにある程度応じたような意見書というのは、私たちの会派も賛同して提出することは可能だと考えておりますが、すべての陳情者の思いを酌み取った意見書になるかどうかという部分については、今後の動向を含めたことも必要だと考えておりますので、我が会派としましては継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第315号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま、継続審査が否決されました陳情第315号について、採決いたします。

採択とすることに、賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第28号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。